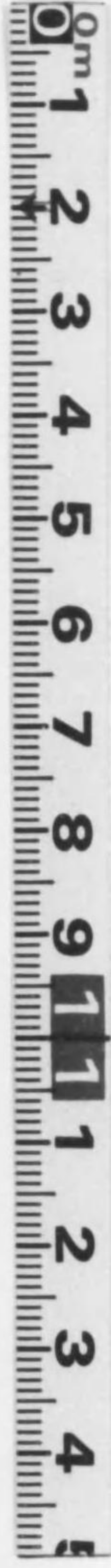


特23-633



1200800151684



始



特23

633

小川正行
佐藤熊次郎
篠原助市
共著

訂改 小學校管理法

東京
大阪
寶文館藏版

明治
45. 2. 5
內交

大正 東京 實文館 發行

信 小 學 校 管 理 法

小 川 五 郎 著

改訂三版緒言

本書出版の後、年々ならざるに、時勢の要求に伴ひ、本年七月小學校令及び同令施行規則改正の舉あり。小學校の教科目其の他に就き改正せられたるところ少からざるを以て、茲に本書に訂正を加へて、該改正の趣旨に添はんことを務めたり。然れども、固より其の急を補ひたるに過ぎず。他の諸點に就きては、大方教育家諸彦の忠言と、自己の研究とに賴り、更に他日を期して大に改訂するところあらんとす。

小學校令及び同令施行規則は、小學校管理法教授の際、屢、之を引用する必要があるのみならず、師範生徒卒業の後に至りても、常に座右に備ふる必要があるを以て、今回の訂正を機とし、之を卷末の附録となせり。

明治四十四年九月

著 者 識 る ず

凡例

- 一 本書は、師範學校に於ける教育科の系統的教科書となさんが爲に、師範學校教育科教授要目に據り、最新の學說に基づき、著者の經驗に照らして編纂したるものゝ一部なり。
- 一 本書の編纂に當りて、著者は、最も教育科各分科に屬する他の教科書との連絡に意を用ひ、互に相補益して、生徒の理會を容易ならしめんことを務めたり。
- 一 小學校管理法の範圍に屬する事項は、甚だ老雜にして、到底之を詳述すること能はず。故に本書に於ては、法令の規定上稍重要なりと認むる事項のみを説明するに止めたり。然れば實地の施設運用に關しては、教育實習の際に臨みて、適宜生徒を指導し、更に詳細に知悉せしめんことを要す。

一本書の教授に際しては、生徒をして、別に小學校令及び全施行規則等、小學教育に關する現行法規を集輯したるものを持ちて常に之を参照せしめ、充分に現行法令の規定するところと其の精神とに通曉せしむべく、更に又毎年文部省に於て刊行する日本帝國文部省年報及び最新の府縣教育統計等を巧みに利用し、生徒をして深く本邦小學校教育の現況を理會せしめ、修身科及び他の教育分科の教授と相俟ち、自から進んで其の局に當らんとする信念を養成するを要す。

明治四十三年十月

著者識

小學校管理法目次

緒論	……………	一頁
第一章 小學校管理法の意義及び範圍	……………	一
本論	……………	四
第一篇 教育制度	……………	四
第一章 本邦教育制度の概要	……………	四
第一節 教育行政の性質	……………	四
第二節 教育行政機關	……………	七
第三節 小學校教育に關する法令	……………	一二
第二篇 學校管理法	……………	一五
第一章 小學校の本旨種類	……………	一五
第一節 小學校の本旨	……………	一五

第二節 小學校の種類……………二〇

第二章 小學校の設置……………二二

第一節 市町村立尋常小學校の設置……………二二

第二節 市町村立高等小學校及び私立小學校の設置……………二八

第三章 小學校の教科……………三〇

第一節 修業年限……………三〇

第二節 教科目……………三二

第三節 教科程度及び教授時數……………三六

第四節 教科用圖書……………四四

第五節 教授の期間及び休業日……………四七

第六節 教授の豫件……………五二

第七節 學業成績の考査及び修業卒業の認定……………五九

第四章 小學校の編制……………六三

第一節 學級の編制……………六三

第二節 教員の配置……………七八

第三節 補習科……………八一

第五章 就學……………八五

第一節 強制教育……………八五

第二節 學齡兒童……………八八

第三節 就學義務……………九〇

第四節 就學義務の執行に關する事務……………九四

第六章 小學校の職員……………一〇一

第一節 種類及び名稱……………一〇二

第二節 服務及び職務……………一〇三

第三節 權限……………一〇四

第四節 資格及び待遇……………一一六

第五節 任用及び解職……………一二〇

第六節 懲戒……………一二四

第七節 俸給及び諸給與……………一二六

第七章 小學校の事務……………一三五

第一節 校務の種類……………一三五

第二節 校務の整理……………一四〇

第八章 小學校の費用負擔及び授業料……………一四四

第一節 費用及び負擔……………一四四

第二節 豫算及び支出……………一四七

第三節 學校基本財産及び授業料……………一四九

第九章 小學校に類する各種學校……………一五五

第十章 幼稚園……………一五八

第十一章 小學校の管理及び監督……………一六一

第十二章 小學校の設備……………一六六

第一節 校地及び水……………一六七

第二節 校舎……………一七一

第三節 校具……………一八五

第四節 學校園……………一九四

第三篇 學校衛生……………一九七

第一章 學校衛生の必要及び範圍……………一九七

第二章 學校設備に關する衛生……………一九九

第一節 學校清潔法……………一九九

第三章 教授上の衛生……………二〇四

第一節 兒童の姿勢……………二〇五

第二節 教授時間及び休憩時間……………二〇七

第三節 教授上の文字……………二一四

第四章 兒童の健康に及ぼす學校生活の影響……………二一五

第一節 學校病……………二一六

第二節 學校傳染病の種類及び豫防消毒……………二一九

第三節 救急療法……………二二四

第四節 身體検査及び學校醫……………二二九

第五章 兒童に對する衛生的施設……………二三四

小學校管理法目次終

小學校管理法

緒論

第一章 小學校管理法の意義及び範圍

元來學校管理なる用語は、廣狹種々の意義に使用せられ、未だ科學的に限定せられたる一定の意義を有せざるを以て、本書に於ては、先づ之を論定するの必要あり。

小學校管理法とは、教育學の實際的方面にして、法令の規定と、諸般の學理に依り、小學校をして完全なる教育を施すに適當なる場所たらしめ、併せて其の事業の効果を以て、充

管理法の意義

管理法の必要

分良好ならしむべき方案を、主として實際的、法令的方面より講究するものなり。

蓋し小學校教育の事たる、單に科學として之を理論的方面より講究する必要あるのみならず、之が實施に當りては、更に其の國土に於ける特殊の事情に適應せざる可からざる必要あるを以て、必ずや又其の**實際的講究**に俟たざる可からず。殊に現時の小學校は、悉く其の基礎を國家の法令中に有するを以て、其の教育の効果を以て充分良好ならしめんと欲せば、法令の規定せる範圍内に於て、之を施すを要するのみならず、宜しく、又、常に**法令の精神**を貫徹せんことを務めざる可からず。是れ理論的教育學と共に、**實際的教育學**の講究を要する所以にして、又小學校管理法の講究が、國家の法令に基づかざる可からざる所以なり。

管理法の區分

小學校管理法に於て講究すべき範圍頗る廣く、小學校の設置・教科編制を初めとし、職員・兒童に關する事項に至るまで、一切の實際的事項を包括すれども、本書に於ては、之を大別して、主として本邦に於ける現在の**教育制度**と、此の制度に基づきて小學校の施設運用の完備を講ずる**狹義の學校管理法**及び**學校衛生**との三部となせり。

本論

第一編 教育制度

第一章 本邦教育制度の概要

第一節 教育行政の性質

教育行政の性質

教育行政は、内務行政中の一部にして、國民の福利を増進せんが爲にする積極的施設なり。蓋し國民の精神及び身體の状態如何は、直接に國民自身の利益慶福に關係すること極めて大なるのみならず、延いて國家の進歩發達に影響すること少からず。是れ教育行政の事務が、勸業・土木・交通等に關する經濟行政・衛生に關する衛生行政の事務と相鼎立して、共に助長行政と總稱せられ、而して更に又保安警察の事

教育事務の二方面

務たる消極的行政と相待ち、内務行政事務の全部を構成する所以なり。

凡そ一般行政の事務は、國家自ら其の機關を設けて、直接に之を處辨するを以て通則とす。然れば教育行政の事務に於ても、其の最も重要な部分は、國利民福の消長に關すること大なるを以て、國家の最高機關たる中央官廳は、自ら直接に之を處辨し、若しくは地方官廳をして、多少の斟酌を加ふるを得しむるに止むと雖も、其の稍重要ならざる事務に至りては、主として地方の情況に應ずるの必要あるを以て、國家は特に其の權力を割きて、之を地方自治團體の處辨に委任せり。前者を國の教育事務と云ひ、後者を市町村の教育事務と云ふ。

教育に關する事務中、小學校の目的・種類・修業年限・編制・教

國の教育事務

科目・教則及び就學の義務・教員の資格費用の負担等の如きは、國利民福の消長に關すること最も深きが故に、國家は之を國の教育事務と定めて、自ら之を規定し處分することゝなし、敢て其の統一を忽せにせず。之に反して校舎の建設・修繕・器具の購入・俸給及び旅費の支辨等の如きは、固より國の教育事務に附帶する事務なりと雖も、其の影響するところ前者の如く重大ならざるのみならず、地方の情況に應ずるの必要亦大なるを以て、國家は之を市町村の教育事務と定め、其の經營を自治團體に委任せり。

市町村の教育事務

然れども若し之を自治團體の自由に放任するときは、或は國家の目的を達するに充分なるを期す可からざることなきにあらざるを以て、更に一定の法規を設け、其の範圍内に於て、地方に適したる方法を自由に選擇し處理すること

を許し、大體上國家は、之が處分及び監督をなすを以て其の本體となせり。

第二節 教育行政機關

本邦教育行政に關する最高の中央官廳を**文部大臣**とす。臺灣・樺太・關東州及び朝鮮の如き特殊の行政を施行する地方及び陸海軍其他二三の學校教育を除きて、全國の教育學藝に關し、左の事務を管掌す。

- 一、教育に關する法律命令の立案。
- 二、教育に關する命令。
- 三、教育に關し府縣知事以下の指揮監督。
- 四、教育上の處分。

文部大臣の**補助機關**たるものを次官・局長・參事官・秘書官・書記官・視學官・圖書審査官・編修・技師・屬及び技手等とし、別に

文部大臣の權限

補助機關

諮詢機關として高等教育會議を有す。次官は、大臣を佐け全般の省務を整理し、省内各局部の事務を監督す。局長は、大臣の命を承け、主任の事務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督す。其の他参事官は、便宜局課に兼務し、秘書官は、主として機密の事務を掌り、書記官は、大臣官房の事務を掌る。

文部省所管の事務は専門學務局・普通學務局・實業學務局・圖書局の四局に分ちて掌理す。専門學務局は、帝國大學及び高等學校・専門學校・圖書館・博物館・天文臺・氣象臺等に關する事項並びに海外留學生學士會院・學位・學術・技藝の調査獎勵等に關する事務を掌り、實業學務局は、工業學校・農學校・商業學校・商船學校・徒弟學校・實業補習學校等に關する事務を掌り、普通學務局は、師範教育及び中學校・小學校・幼稚園・高等女學校・盲啞學校等の教育、其の他教育博物館・教育會・通俗教

府縣知事

育等の事務を管掌し、圖書局は國定教科用圖書の編修・發行及び教科用圖書の審査・檢定・認可等に關する事務を掌る。地方行政官廳の上級官は、各府縣知事（道廳長官）にして、其の下級官廳は、郡長（支廳長及び島司）なり。知事は、教育學藝に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて、法律命令を執行し、部内の事務を管理する職權を有し、國の教育事務を行ふと共に、又地方團體たる府縣の教育事務を執行す。知事の教育事務を執行するに方り、補助機關たるものを事務官・事務官補・府縣屬及び府縣視學とす。

郡長

郡長は、教育學藝に關しては、知事の指揮監督を受けて部内に於ける事務を管理し、國の教育事務と郡の教育事務とを執行す。其の補助機關は、即ち郡書記及び郡視學なり。

市町村長

市町村長及び町村學校組合長は、自治團體の機關なれど

も、知事・郡長の指揮を承けて市町村若くは町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、及び市町村の教育事務を執行す。

學務委員

市町村長及び町村學校組合長が、教育事務を處理するに方り、補助機關たるものは學務委員なり。學務委員は、他の名譽職委員と異り、市町村會の議決に依らず、必ず之を置くべき規定にして、市町村會議員、(市町村會の選任)市町村立小學校男教員、(市町村長の任命)及び市町村公民、(市參事會又は町村會の選任)中より任じ、其の人員は、東京市以外の地に於ては十名以下なり。

學務委員は、教育事務に關して、市長・市參事會・町村長・町村學校組合長・區長等を補助し、又は其の諮詢に應じて意見を陳述するものにして、其の任務甚だ重し。

學務委員の關係すべき事項左の如し。

一 就學事務に屬するもの。

- (1) 就學督促に關すること。
- (2) 家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修むるもの、認可に關すること。
- (3) 就學義務の免除又は就學の猶豫に關すること。

二 教科及び編制に關すること。

- (1) 修業年限に關すること。
- (2) 教科目の選定、加除に關すること。
- (3) 補習科の設置、廢止に關すること。

三 設備及び費用に關するもの。

- (1) 設備に關すること。
- (2) 經費豫算の調査に關すること。
- (3) 授業科に關すること。

(4) 學校基本財産に關すること。

參照 (市制) 第六十一條 (町村制) 第六十五條 (令) 第六十條第六

十一條第六十二條第六十三條 (則) 第八十二條第八十三條

第八十四條第八十五條

第三節 小學校教育に關する法令

小學校教育に關する法令

本邦の學校教育は、専門教育、普通教育、實業教育の三大系統に分たれ、高等専門の學術を授くるものには大學、高等學校及び専門學校あり。日常必須の學術技能を授け、健全なる國民を養成するものには、小學校、中學校及び高等女學校あり。其の他實業に必要な教育を施すものには、諸種の實業學校あり。組織略整然として遺漏少きに庶幾し。就中小學校の教育は、社會の凡ての階級に關係し、あらゆる學校教育の基礎をなすものにして國民教育上最重要なるものとす。

小學校令

小學校令施行規則

小學校教育に關する基本的法令を小學校令とす。明治五年始めて學制を頒布し、小學制度を創定せられしが、爾來、數回の改正を經、明治十九年に至り始めて小學校令と稱せられたり。現行のものは、**明治三十三年八月勅令**を以て發布せられ、其の後に至り國勢の發展に伴ひ、數回の部分的改正を加へられたるものなり。

小學校令に據り實際教育の方法に關する細則を定めたるものを**小學校令施行規則**とす。從來に於ては個々獨立せる規程なりしが、明治三十三年八月小學校令の改正と共に之を統一して小學校令施行規則と改稱し、**文部省令**を以て發布せられたるものなり。其の後數回の改正を一部に加へられたれども、大體に於ては變更することなく、小學校令と相俟ち、共に本邦小學校教育に關する法規の根幹をなせり。

右の外、市町村制(明治二十一年發布)地方學事通則(明治二十三年發布)市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法(明治二十三年發布)市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十三年發布)の如き諸法律、及び市町村立小學校教員俸給令(明治三十年勅令)を始め、教育に關するの勅令、其の他の法規少からず、以上は皆小學校教育の一部に關係するものにして、全般の制度、及び其の運用に關係するものに非ずと雖も、共に其の講究を忽にすべきに非るなり。

参照 (教育史第三篇)

第二編 學校管理法

第一章 小學校の本旨及び種類

第一節 小學校の本旨

小學校の目的は、小學校令第一條に明かなり。同條の規定に曰く、

小學校教育の本旨

小學校ハ、兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。

と。今以上の旨趣を案ずるに、小學校教育に於ては道德教育、國民教育及び知識技能の教育を以て三大目的と定め、而して此の目的を達せんが爲には、之が基礎たる一大要件とし

道德教育

て兒童身體の發達に留意せざる可からざることとを表明したるものなり。尙左に以上の要項を略説せん。

一 道德教育の基礎を作ること、 兒童は、他日社會の一員として世に立つものなるを以て、幼時より其の良心を啓培し徳性を涵養して、人道實踐の人となるべき基礎的習慣を養ひ、依りて以て他日圓滿完全なる人格を發展大成すべき素養を與へざる可からず。實に道德的生活は、人生の到達すべき理想境なり。人類をして此の理想境に近づかしめんがためには、夙に小學校時代に於て、其の道德教育を忽かせにすべからざること言を俟たざるなり。

國民教育

二 國民教育の基礎を作ること、 兒童は、又他日日本國民として我が國家を組織するに至るべきものなるが故に、幼時より我が國固有の國民的教化を與へ、我が國體の尊

嚴なる所以を知らしめ、我が國語に通ぜしめ、我が國民として必要なる道德風習に薰染せしめざる可からず。元來完全なる道德的生活は、完全なる國民生活を包括するものなれば、特に之を區別するの必要なきが如しと雖も、今や世界の列國は、皆其の國民の教育に熱中し、各國本を培養して、互に實力の競争を事とせんとす。然れば小學校に於て、兒童の精神を陶冶し、國民的志操を育成して、眞に我が國家の進歩發達を企圖する忠良なる國民を養成するは、最も重要な事件にして、殆ど小學教育の**中心的任務**なりと云ふも不可なきが如し。是れ特に國民教育と道德教育とを區別する所以なり。然れども此の兩者は、短少なる歲月の間に於て、之を完成せんことを望むべきに非ざるを以て、小學校に於ては、兒童が他日成長して自ら此の

知識技能の教育

兩者を發展大成するに至るべき基礎を與ふるを以て満足せざるべからざるなり。

三 生活に必須なる普通の知識技能を與ふること、次ぎに、兒童は又成長の後相當の業務に従ひ、各活社會に立ち獨立の生活を爲さざる可からず。故に小學校に於ては、日常の生活に必須なる實用的知識技能を附與することヲ要す。然れども人生の職業は、頗る多種多様なるを以て、兒童將來の希望に應じ、特殊の職業の爲に準備を與へんとするが如きは、到底望むべからざるを以て、小學校に於て授くる知識技能は、兒童の地位・職業の如何に關せず、凡ての階級に通ずる**普遍的**基本的なるものならざる可からず。此の普遍的基本的の教育は、人生に於て極めて重要なものにして、小學教育の任務の重大なる所以實に又

身體上の注意

此に存するなり。

而して兒童身體の發達に留意し、強壯にして有爲なる國民を育成すべきことは、又以上の三大目的の基本となり、小學校事業の全般を貫通する**一大要件**なりとす。蓋し心身の關係は、極めて親密なるものなれば、身體の健康及び其の發育の状態如何は、兒童精神の發達に影響すること頗る大なるのみならず、之を個人的に考察すれば、身體の發育期に際して不良なる影響を受くること甚だしきときは、兒童が他日獨立の曉に及んでも、身體の健康を毀ひ、永く其の幸福を全くすること能はざるべく、之を國家的に考察すれば、國民の體力尪弱なるときは、國家の兵力及び國民の經濟的生產力に於て、常に他國に劣らざるを得ざるの不幸に陥る可し。是れ小學校教育に於て、以上の三大目的と共に、身體の養護

を以て特に一大要件なりとなす所以なり。

参照 (教育學目的論、小學校論)

第二節 小學校の種類

小學校は、之を分類すべき標準に従ひて、左の三種に分つことを得べし。

尋常小學校

一、教科の程度に依る種別、

尋常小學校は、國民生活上必須なる基本的教育を施す場所にして、日本國民たるものは、必ず其の子弟を此に入學せしめて、其の教育を受けしめざる可からず。後章説くところの義務教育即ち是なり。高等小學校は、尋常小學校よりも稍高尚なる程度に於て、普通教育を施す所にして、児童を此に入學せしむると否とは、法令の規定上國民の任意とするところなれども、國民の子弟が悉く此の程度の教育を受くる

高等小學校

尋常高等小學校

に至れば、其の尋常小學校に於て受けたる教育の効果を益完全にし、従ひて益國家の進歩發展を助長することを得るに至るべし。

尋常高等小學校は、以上二校の教科を一校に併置したるものにして、其の各部には各尋常小學校又は高等小學校の規定を準用すべきものとす。

参照 (令) 第二條、第三條

二、學級の編制に依る種別、

多級小學校は、全校児童を二學級以上に編制せる學校なり。單級小學校は、全校児童を一學級に編制せる學校なり。

参照 (則) 第三十九條

三、經費負擔に依る種別、

市町村立小學校は、市町村又は町村學校組合、若しくは其

單級小學校

多級小學校

市町村立小學校

私立小學校

官立小學校

公立小學校

尋常小學校の設置

の區の負擔を以て設置せる學校なり。
 私立小學校は、私人の費用を以て設置せる學校なり。
 以上の外、高等師範學校附屬小學校は、國費を以て設置せらるゝ學校にして、即ち官立小學校なり。又府縣立師範學校の附屬小學校は、府縣費を以て設置せらるゝ學校にして、即ち府縣立小學校なり。又府縣又は、市町村の如き公共團體の費用を以て設立したる小學校を公立小學校と稱することあり。

参照（令）第二條

第二章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

一、設置の義務 市町村は、必ず義務として其の區域内

の學齡兒童を、悉く就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置せざる可からず。蓋し我が國家は、一方に於て學齡兒童の保護者に對し、必ず其の子弟をして尋常小學校の教育を受けしむべき義務を負はしめたるを以て、他方に於ては、又必ず此等の兒童を收容するに足るべき小學校を具ふるを要す。是れ國家が市町村に對し、之が設置の義務を負はしめたる所以にして、又尋常小學校設置の本則とするところなり。

然れども若し市町村が獨力を以て以上の義務を果すに堪へざる時は、別に特殊の方法に依らしめ、以て義務教育の支障なく行はれんことを期せり。即ち

一、町村の資力乏しく、獨力を以て規定の尋常小學校を設置すること能はざる場合、

町村學校組合

此の場合に於ては、郡長は府縣知事の認可を受け、其の町村をして地方學事通則に依り、他の町村と、學校組合を設けしめ、共同の資力を以て尋常小學校を設置せしむべし。

二、一町村に於て、就學せしむべき兒童の數僅少にして、一尋常小學校を構成するに足らざる場合、

三、一町村に於て、適度の通學路程内に、一尋常小學校を構成するに足るべき兒童數を得ること能はざる場合、以上二種の場合に於ては、郡長は前例の如く其の町村をして、他の町村と共同して町村學校組合を設けしむるか、若くは府縣知事の認可を受け、其の町村をして就學兒童の全部又は一部の教育を、他の町村、町村學校組合、又は其の區に委託せしむべく、此の際其の委託を受けたる町村、

兒童教育事務の委託

町村學校組合、又は其の區は、郡長の指定せる他の委託に應ぜざる可からざる義務を有するものとす。此の場合を稱して**兒童教育事務の委託**と云ふ。

郡の補助

而して以上孰れの方法に依るも、尙其の資力乏しくして費用の負擔に堪へず、又は學校組合を設置すること能はざる時は、郡は府縣知事の指揮を受けて、此等の町村に相當の補助を與ふ可く、若し郡が此の補助の支出に堪へざるか、又は市の資力乏しき時は、府縣は此等の郡市に相當の補助を與ふ可き規定なり。是れ市町村の如き下級團體が、獨り國民教育の義務を負ふのみに止らず、郡及び府縣の如き上級地方團體も、亦其の義務を免かるゝことを得ざるを示せるものなり。

府縣の補助

之を要するに、國家は諸種の方案を設けて、出來得べきだ

け國民教育の旨趣を貫徹せんことを期し、萬一の遺漏なからんことを圖れるなり。

參照 (地方學事通則) 第一條、第四條 (令) 第六條、第七條、第八條、第十條、第五十三條、第五十四條

二、設置義務の免除、
然れども土地の狀況に依り尙以上に述べたる町村學校組合、又は教育事務委託の方法をも取る能はざる場合なきにあらず。然るに此の場合に際して郡又は府縣よりも、之に對して補助を與ふること能はざるが如き例外の場合に於ては、府縣知事は、其の町村の一部に對して尋常小學校の設置、又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除することを得るものにして、情狀實に止むを得ざる場合に限れり。之を稱して**兒童教育事務の免除**と云ふ。

兒童教育事務免除

參照 (令) 第十二條

尋常小學校の校數及位置

三、校數及び位置、
尋常小學校を設置せんとするときは、市の場合に於ては、其の校數及び位置は、府縣知事之を決定し、町村の場合に於ては、郡長之を決定して府縣知事の認可を受くべきものとす。而して此の際、知事又は郡長は市又は町村の意見を聞くを要するは、即ち之が設置の義務を有する地方團體の意見を尊重するの意に出でたるものとす。然れども元來尋常小學校の校數及び位置たる、兒童の就學、及び學習等に影響を及ぼすこと頗る大なるを以て、全然之を地方團體の意志に放任することなく、國家は監督官廳に最後の決定權を附與し、公平無私なる裁決を爲さしめ、依つて以て兒童の教育に支障なからしめんことを圖れるなり。

參照 (令) 第九條

市町村立高等
小學校の設置
及び廢止

第二節 市町村立高等小學校及び私立
小學校の設置

一、市町村立高等小學校の設置、市町村は、單獨若しくは町村學校組合を設け、其の負擔を以て、高等小學校を設置することを得べし。此の際學校の設置及び廢止に就きては、府縣知事の認可を受け、町村學校組合の設立及び解除に就きては、郡長の認可を受くべき外何等の規定することろなし。蓋し高等小學校は、已に義務教育の課程を修了したる兒童を教育する場所なるを以て、國家は敢へて之が設置を市町村に強制することなく、其の自由に任じたるなり。然れども本邦國勢の發展上より考察する時は、現在に於ける尋常小學校六ヶ年の義務教育は、未だ以て十分なりと云ふを得ざるの憾あり。然れば尋常小學校の課程を終るも、更に進

私立小學校の
設置及び廢止

んで中等教育の門戸に入らざる多數の兒童を收容して、一層精深にして適切なる普通教育を施し、以て義務教育の効果を完くするは、極めて必要なるのみならず、他日再び義務教育年限の延長せらるゝの日あるべきを以て、地方團體が今日より之が準備として高等小學校を設置せんことは、國家の大に希望するところとす。然れども、若し市町村にして高等小學校の設置經營にのみ腐心し、尋常小學校の設備及び經營を閑却するが如きことあらば、固より本末を顛倒せるものなりと云はざるべからず。

参照 (令) 第十四條、第十五條

二、私立小學校の設置、小學校は、又尋常高等の種別を問はず、私人の費用を以て設置することを得べし。此の場合に於ては、設立者に於て、府縣知事の認可を受け、廢止の際

には單に之を届出づるを以て足れりとす。元來兒童に基本的教育を授くる小學校は、他の中等以上の學校と異なり、國民教育を中心となし、國民の鞏固なる統一結合を圖るを以て最大なる要件となすが故に、已に述べたるが如く、市町村が之を設置するを以て本則と定められたり。されど私人の經營に出づるものにして、往々是等市町村立の小學校に比して遜色なく、能く市町村の力の及ばざるを補ふものなきに非ざるを以て、以上の本則以外、更に又私人の設置をも許せるなり。

参照（令）第十六條

第三章 小學校の教科

第一節 修業年限

修業年限

尋常小學校の修業年限は六箇年なり。高等小學校の修業年限は二箇年又は三箇年とし、此の範圍内に於て、市町村又は町村學校組合若くは設立者は、其の地方の狀況に適切なる程度のものを選定し、府縣知事の認可を受くべし。蓋し尋常小學校は、國民必修の課程なるを以て、其の年限は國運の趨勢と國民經濟の程度とより考察して之を全國劃一の制度となすを要す。若し然からざる時は、地方によりて國民の義務に厚薄を生ずるを免れず。然れども、之に反して高等小學校は、已に其の設置を市町村の隨意に任じたるを以て、修業年限の如きも、亦地方の事情に應じて之を斟酌するの餘地を與へられたるものなり。

之を現時に於ける歐米諸國の狀勢に徴するに、獨逸の各聯邦は、多くは八ヶ年の國民學校を以て義務教育となし、更

に之に加ふるに、二ヶ年又は三ヶ年の補習科を強制するものあり、佛蘭西、奧地利、瑞典、那威、丁抹の諸國は、八ヶ年乃至七ヶ年を以て義務教育となし。其の他の諸國も多くは之を六ヶ年以上に規定せり。翻つて本邦國運の將來を考察すれば、已に世界一等國の列に入り。此等の諸國と互に相角逐せざるべからざる境遇に在り。然れば義務教育の年限は、決して現在に於ける六ヶ年を以て満足すべきに非ず、必ずや他日再び之を延長するの日あるを期せざる可からざるなり。

參照 (教育史、歐米現時の學制) (令) 第十八條

明治四十年三月文部省訓令第一號

第二節 教科目

教科目

教科目の選定は、國民教育上極めて重要なる事件なるを以て、國家は教育學上の學理と、自家の必要とに類みて、是等

教科目を選択し、大體上全國劃一に之を制定せり。今之を表
示すれば次の如し。

一 尋常小學校

い、必設教科目

修身、國語、算術、日本歴史、地理
理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(女兒)

(但し唱歌は當分の内之を缺くことを得)

ろ、加設隨意教科目 手工、

尋常小學校に在りては、手工は土地の情況に依りて之を加ふることを得るものにして、即ち加設隨意教科目なり。然れども、本科は其の性質上、構想的、發表的教科にして、兒童の趣味に適し、教育上の効果顯著なるのみならず、將來に於ける我が國勢の發展は、主として工業技術の進歩に俟たざる可からざるが如き事情あるを以て、なるべく一般に之を加

設するを可なりとす。明治四十年三月文部省訓令に於ても、此の趣意を以て、本科を奨励し、將來本科の必設教科目となるの日あるべきを言明せられたり。

二 高等小學校

い、必設教科目 尋常小學校の必設教科目に全じ、
ろ、選擇加設教科目 手工、農業、商業、

(但し此等の教科目は當分の内之を缺くことを得)

は、加設隨意教科目 商業中の英語、

高等小學校に在りては、必設教科目の外、土地の情況に依り、手工・農業・商業の三科目中必ず其の内に就きて一科目若くは數科目を選擇加設せざる可ならず、即ち選擇加設教科目是なり。但し同一兒童には、其の一科目のみを課すべきものとす。何となれば、此等の教科目は、其の性質上兒童家庭の

選擇加設教科目

加設隨意教科目

境遇に應じて、學習せしむるを可とするものなるを以て、是等の事情を顧みず、濫りに多數の教科目を課し、兒童の負擔を大にするは、教育上の不利却つて大なればなり。

英語は、土地の狀況に依り、商業科に附設することを得るものにして、即ち加設隨意教科目なり。内外の交通頻繁なる港市、又は商工業盛大なる都會に於ては、なるべく之を加設するを可なりとす。而して、一旦加設したる上は、兒童をして必ず學習せしむべきこと、前三教科目と異らず。

必設教科目の外、他の教科目を加除し、又は手工・農業・商業の三科目中の孰れかを採定せんとするときは、管理者又は設立者に於て、監督官廳たる府縣知事の認可を受くるを要す。但し尋常小學校の唱歌及び高等小學校の手工・農業・商業は、未だ適當なる教員乏しき地方あるを以て、當分の内に限

り、府縣知事の認可を受くる時は、之を缺くことを得るものとす。其の他兒童の必修すべき教科目と雖も、兒童身體の情況に依り、之が學習に困難なる場合に於ては、該兒童には全然之を課することなくして、小學校の課程を履修せしむることを得べし。蓋し兒童身體の情況に依り、一二教科目の學習困難なるの故を以て、全く義務教育を受けしめざるか、又は之が爲に、當該教科目の成績不良なるに際し、其の修卒業を認定せざる如きことあらば、常に該兒童の不幸のみに止まらざればなり。

參照(教育學教材選擇論)(令第十九條、第廿條、第廿二條、第廿三條)

第三節 教科の程度及び教授時數

小學校の修業年限及び教科目の選定に次ぎ、是等の教科目を各學年に配當して、其の程度を定め、並びに其の每週教

教科程度及教科時數

授時數を定むることは、教育の理論上及び國民教育上甚だ緊要なることに屬す。今之を理論上より講究すれば左の數要件を必要とすべし。

- 一、國民生活上、基本的價值を有する教科(修身・國語・算術)に重きを置くべし。
- 二、將來他の學習に對して、基礎的價值を有する教科(國語・算術)に重きを置くべし。
- 三、學習困難なる教科(算術・國語等)に比較的重きを置くべし。
- 四、兒童心意の發達に應じて教科を配當すべし。
- 五、兒童の卒業前には、なるべく社會生活上有用なる知識を配當すべし。

課程表

現今我國に於ては、以上の諸要件に顧み、國民教育の統一上小學校令施行規則を以て全國劃一に之を制定せり。通常之を、教科課程表と云ふ。教授學上の教科案と稱するもの即ち是なり。

(1) 尋常小學校

第四號表

算術	國語	修身	學年	
			第一學年	第二學年
五 減乗除 ノ 二 十 以下 ノ 方 加 減	一〇 ノ 近 易 ノ 文 字 及 假 名 ノ 書 寫 ノ 方 法 ノ 教 育	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨
六 乗除 ノ 範 圍 内 加 減	二 ノ 普 通 ノ 文 字 及 近 易 ノ 文 字 ノ 書 寫 ノ 方 法 ノ 教 育	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨
六 乗除 ノ 加 減	一 ノ 日 常 須 知 ノ 文 字 及 近 易 ノ 文 字 ノ 書 寫 ノ 方 法 ノ 教 育	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨
六 乗除 ノ 加 減 (珠算加減)	一 ノ 日 常 須 知 ノ 文 字 及 近 易 ノ 文 字 ノ 書 寫 ノ 方 法 ノ 教 育	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨
四 小 數 ノ 加 減 (珠算加減)	一 ノ 日 常 須 知 ノ 文 字 及 近 易 ノ 文 字 ノ 書 寫 ノ 方 法 ノ 教 育	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨
四 分 數 ノ 加 減 (珠算加減)	一 ノ 日 常 須 知 ノ 文 字 及 近 易 ノ 文 字 ノ 書 寫 ノ 方 法 ノ 教 育	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨	二 道 徳 ノ 要 旨

計	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科	地 理	日本歴史	
								男	女
二二	工 簡 易 ナ ル 細 工		四 遊 戲	四 平 易 ナ ル 單 音 唱 歌	(單 形 體) 平 易 ナ ル 單 形 體				
二四	工 簡 易 ナ ル 細 工		四 普 通 體 操	四 平 易 ナ ル 單 音 唱 歌	(單 形 體) 平 易 ナ ル 單 形 體				
男 二 五 女 二 六	工 簡 易 ナ ル 細 工	一 運 針 法 ノ 縫 ヒ 方	三 普 通 體 操	一 平 易 ナ ル 單 音 唱 歌	一 單 形 體 ノ 單 形 體				
男 二 九 女 三 〇	工 簡 易 ナ ル 細 工	二 通 常 ノ 縫 ヒ 方 類	三 普 通 體 操	一 平 易 ナ ル 單 音 唱 歌	一 單 形 體 ノ 單 形 體				
男 三 三 女 三 四	工 簡 易 ナ ル 細 工	三 通 常 ノ 縫 ヒ 方 類	三 普 通 體 操	二 平 易 ナ ル 單 音 唱 歌	二 單 形 體 ノ 單 形 體	二 植 物 、 動 物 、 礦 物 、 自 然 現 象 ノ 學 習 ノ 理 化 化 學 上 ノ 理 化 化 學 上 ノ 理 化 化 學 上 ノ 理 化	三 日 本 地 理 ノ 大 要	三 日 本 歴 史 ノ 大 要	
男 三 七 女 三 八	工 簡 易 ナ ル 細 工	三 通 常 ノ 縫 ヒ 方 類	三 普 通 體 操	二 平 易 ナ ル 單 音 唱 歌	二 單 形 體 ノ 單 形 體	二 植 物 、 動 物 、 礦 物 、 自 然 現 象 ノ 學 習 ノ 理 化 化 學 上 ノ 理 化 化 學 上 ノ 理 化	三 日 本 地 理 ノ 大 要	三 日 本 歴 史 ノ 大 要	前 學 年 ノ 續 キ 前 學 年 ノ 朝 鮮 及 滿 洲 其 他 外 國 地 理 ノ 大 要

圖書ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時、之ヲ課スルコトヲ得
() 及手工ノ各欄ハ朱書トス

(2) 修業年限二箇年ノ高等小學校

第五號表

科目	第一學年		第二學年	
	男	女	男	女
修身	二	二	二	二
國語	八	八	八	八
算術	四	四	四	四
日本歴史	三	三	三	三
地理	三	三	三	三
理科	二	二	二	二
唱歌	一	一	一	一
體操	三	三	三	三
裁縫	五	五	五	五
手工	二	二	二	二
農業	二	二	二	二
商業	二	二	二	二

計

女男
三三〇

女男
三三〇

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得
男兒ノ手工農業商業ハ土地ノ情況ニ依リ本表ノ時數ヨリ二時以內ヲ減ジテ適宜他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

(3) 修業年限三箇年の高等小學校

第六號表

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	男	女	男	女	男	女
修身	二	二	二	二	二	二
國語	八	八	八	八	八	八
算術	四	四	四	四	四	四
日本歴史	三	三	三	三	三	三
地理	三	三	三	三	三	三
理科	二	二	二	二	二	二
唱歌	一	一	一	一	一	一
圖畫	一	一	一	一	一	一
園藝	一	一	一	一	一	一
手工	一	一	一	一	一	一
農業	一	一	一	一	一	一
商業	一	一	一	一	一	一

體操	三	普通體操 遊藝 兵式體操	三	普通體操 遊藝 兵式體操	三	普通體操 遊藝 兵式體操
	五	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方		五		通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
裁縫	五	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	五	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	七	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
手工	二六	簡易ナル製作・製圖	二六	簡易ナル製作・製圖	二六	簡易ナル製作・製圖
農業	二六	農事ノ大要 水産ノ大要	二六	農事ノ大要 水産ノ大要	二六	農事ノ大要 水産ノ大要
商業	二六	商業ノ大要 (英語)	二六	商業ノ大要 (英語)	二六	商業ノ大要 (英語)
計	三三〇		三三〇		三三〇	

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得
男兒ノ手工農業商業ハ土地ノ情況ニ依リ本表ノ時數ヨリ二時以内ヲ減ジテ適宜他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

前表の教授時數中、尋常小學校に於て手工・圖畫を加設する場合には、學校長に於て、他の教科目の教授時數を減じ、唱歌を缺く場合には、之を他の教科目の教授時數に充て、又高等小學校に於て手工・農業・商業を缺く場合には同じく、男兒には毎週四時以内他の教科目の教授時數に配當すべし。

減教授時數の増

教授時數の規定略前述の如くなりと雖も、土地の情況を

顧みずして徒らに之を強制するの要なきを以て、尙此の規定に依り難き事情の存ずる場合には、管理者又は設立者に於て、其等の事情を具し、府縣知事の認可を受くるときは、尋常小學校に於ては、**三十時以下十八時以上**、高等小學校に於ては、**三十二時以下二十四時以上**の範圍内にて毎週教授時數を増減することを得べし。

又以上の規定に拘らず、夏季、冬季の休業前後各二十日以内、に於て、學校長は毎日の教授時數を減ずることを得べし。蓋し酷暑嚴冬の時期に際し、規定の教授を課する時は、通學並に學習上兒童の軟弱なる心身を損傷せんことを慮りてなり。然れど以上の規定あるに依り、地方又は年時の如何を問はず、實際寒暑の嚴酷ならざる場合に於ても、教授時數を減縮せんとするが如きは、固より法令の精神に違背するも

教科用圖書

のと云はざる可からず。

参照教育學教材排列論(則)第十七條、第十八條、第十九條、第二十條

第四節 教科用圖書

小學校に於ける教授の效果は、教員の學力、人物、技能の如何に依ること最も多きは言を俟たずと雖も、教科用圖書も亦頗る重要な關係を有す。之に加ふるに其の價格の如何は、又國民經濟の上にも影響すること少からざるを以て、明治三十六年以降は、小學校教科用圖書自由採定の制を改め、主として文部省に於て著作権を有するものを使用せしめ、若し同一教科目に關し數種の著作あるときは、其の中に就き、府縣知事の適當と認むるものを定めて、之を管内に使用せしむることとせり。所謂**國定教科書制度**是なり。今現行制度に依り小學校教科書を分てば次の如し。

國定教科書制度

一、文部省に於て著作権を有するものに非ざれば採定することを得ざるもの。

修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、

以上の諸教科目は國民教育上孰れも重要な教科目なるが故なり。殊に修身科の教科用書は、本邦固有の國民道徳を涵養する上に於て、最も切要なる教科なるを以て、他の教科目に先んじ、帝國議會の建議に依り、夙に國定制度を取られたるものにして、算術、圖畫及び理科は本邦現時の狀況に於て教授上大に研究を要するものあるを以て、漸次他の諸教科目と同様の規定となれり。

二、文部省の著作又は文部大臣の檢定を経たるものにつき府縣知事の採定すべきもの。

英語、農業、商業、唱歌(尋常小學校第五學年以上のもの)

教科書の變更

- 三、兒童用の教科書を全然採定することを得ざるもの。
體操、裁縫、手工、唱歌(尋常小學校第四學年以下のもの)
 - 四、學校長に於て兒童に使用せしめざることを得るもの。
國語書き方、算術、理科、圖畫、小學地理附圖
 - 五、國定教師用書の刊行せられたるもの左の如し。
修身、日本歴史、算術、理科、圖畫
- 教科書は又文明の進歩、國勢の發展に伴なひて、時々改正を要するものなれども、屢之を變更するときは、教育上及び經濟上の損害尠からざるを以て、一旦使用を始めたるときは、四ヶ年を経るに非ざれば之を變更することを得ずと定め、尙新教科書採定の場合に於ては、最下學年より漸次使用せしむるを以て本則と定められたり。

參照 (令) 第二十四條 (則) 第五十三條、第五十四條、第五十五條第五

十六條

第五節 教授の期間及び休業日

學年學期

- 一、學年學期、
小學校に於ける學年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終はるを以て本則とす。即ち會計年度と一致せしめたるものなるが、更に土地の情況に依り、九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る秋季始業の學年を置くことを得べし。學期は、府縣知事の定むるものにして、多少地方の情況を斟酌するの要ありと雖も、校務の整理及び兒童成績の考査上、夏季、冬季及び學年末休業の期を以て限界とし、一學年を三學期に分つを通常とす。かくて一學年間に施行せんとする教育事業を各學期に配當し、更に又之を各月又は各週に配當するときは、其の進行に錯誤を生

授業終始の時刻

ずることを免れ、遺憾なく施設を實行することを得べし。

二、 授業終始の時刻、 毎日に於ける授業の開始及び終結の時刻は、土地及び季節に依りて一様ならざるを以て、之が制定を府縣知事の職權に委任せり。概して授業の開始余りに早きに過ぐれば、児童昇校の便宜を失ふのみならず、児童の心意の未だ充分覺醒活動を始むるには及ばずして、授業を開始するの不利を來たし、之に反して余り遲きに過ぐるときは、児童の心身己に倦怠を生じたる後に於て、授業を開始するの損失を生ずるのみならず、隔遠せる部落より通學する児童の歸宅に不利を來すを以て、児童心身の疲勞並に土地の情況・氣候の關係等を考察して、適當に之を定むべきものにして、濫りに其の時刻を制定し又は變更するが

如きことある可からず。

参照 (則) 第二十五條、第二十六條

休業

三、 休業、 小學校の休業日は次の如し。

- (一) 祝日、大祭日、
- (二) 日曜日、
- (三) 夏季休業、
- (四) 冬季休業、
- (五) 學年末休業日、
- (六) 其の他府縣知事の定めたる休業日、

休業日數の制限

祝日・大祭日及び日曜日は、全國劃一なれども、夏季休業以下の休業日は、地方の情況を參酌し、又は學年に依り之を異にして府縣知事之を定むることを得べく、即耕作・植付・養蠶期等地方産業の繁忙なる期節を選びて休業日と定め、児童をして家業の補助をなさしめ、或は學校創立日・地方鎮守祭等を指定し、児童に精神的感化を與ふるを期することを得るも

のとす。然れども一學年間の休業日數は、日曜日を除き、毎年九十日を超ゆるを得ざる制なり。若し休業日多きに過ぐるときは、學業の進歩を阻害し、教育の効果を減殺するを以て、此の規定以外に休業日數を増加せんとせば、文部大臣の認可を受けざる可からず。然れども傳染病又は非常變災等特別の事變ある時に於ては、臨機の處分を爲すを得べきは勿論なりとす。以上規定の休業日を計算するときは、少くとも毎年總計百二三十日に上るべきを以て、實際の授業日數は、二百三四十日、即ち約四十週余に過ぎず。之を義務教育年限六ヶ年に積算するも決して多しと稱するに足らざるなり。而して休業永きに亘るときは、全然兒童を家庭の監護のみに放任することなく、時々學校に召集して心身の狀況に注意し、併せて兒童の復習質問に應じ、尙必要なる訓戒を與へ、

以て休業の爲に教育の効果を減殺するが如きことなからしむべし。

參照 (令) 第二十七條 (則) 第二十七條

祝祭日

儀式

四、祝祭日、國家の祝日・大祭日は、國民の擧つて祝賀せざるべからざるところとす。特に小學校に於ては、此の際壯嚴なる儀式を舉行し、適當なる訓話をなすときは、忠君愛國の情を涵養することを得て、教育上の効果尠からず。三大節奉祝式次第の主要なる規定左の如し。

- 一、職員及び兒童、君が代を合唱す。
- 二、職員及び兒童、兩陛下の御影に對し奉り最敬禮を行ふ。(御影を拜戴せず又は府縣知事の適當と認めたる御影を奉戴せざる學校に於ては之を缺く)
- 三、學校長は教育に關する勅語を奉讀す。
- 四、學校長は教育に關する勅語に基づき、聖旨の在るところ

ろを誨告す。

五、職員及び児童は其の祝日に相當する唱歌を合唱す。
其の他皇室に於ける臨時の大典、國家に關する大事、地方及び學校に於ける事件に關し、特に儀式を舉行する必要ある時に於ては、監督官廳の指令ある場合の外、凡て授業開始の前後等に於て、適宜に之を舉行し、以て児童の訓練に資すべきものとす。

(注意)

御影を奉掲するには、天皇陛下の御影は、向つて左側に、皇后陛下の御影は、向つて右側に奉掲すべきものとす。

参照 (則) 第二十八條

教授の豫件

第六節 教授の豫件

一、教授細目、小學校に於ける教科課程、教科用書、及び教授の期間等は、法令に依り、概劃一に制定せられたれど

教授細目

教授細目編制の原則

教材本位の細目

も、尙實際の教授に方りては、土地の情況、児童の發達、學級の編制等諸種の事情を顧慮せざる可からざるを以て、學校に於ては、能く以上の事情を考察し、適切に其の學校の境遇に適應するやうに教材を選択排列し、以て一學年間の教授の進行を豫定せざる可からず。此の標準豫定案を名づけて教授細目と云ふ。實に教授細目は、實際の教授に對して教員の指針となるものにして、國家は之が制定を小學校長の職權に委任したり。蓋し小學校長は、一校教育の中心にして、兼ねて地方教化の首腦なればなり。教授細目編制に關する主要なる原則を擧ぐれば次の如し。

一、先づ各教科目の教材を各單元に就きて研究し、其の土地の狀況、學級の狀態、児童の事情等に應ずるやう考案を回らし、次に之が教授に要する時間を調査し、而して

後ち之を一學年間の週數又は小期數に配當排列すべし。此の如き細目は、即ち**教材本位**の細目なり。之に反して、單に一學年間の週數を案じ、器械的に教材を均分排列したるものは、週期本位の細目にして、實際教授の指針となすに足らざるものなり。

二、各教材の排列は、季節の變化に一致せしむべし。

三、一教科内に於ける縦の聯絡と、他の教科との横の聯絡統一とに注意すべし。

四、兒童の發達に應じて、偶發事項を應用し、又は反覆練習をなすべき適宜なる時間の餘裕を設くべし。

五、粗密孰れの極端にも流るゝことなく、繁簡宜しきに適ふべし。

六、時々修正を施し、時勢の進歩と學校の事情とに適合せ

教授豫定及週録

しむべし。

參照 (教育學教材論) (則) 第二十二條

二、教授豫定及び週録、教授細目は、教授の理想的進行を示す校定の標準なるを以て、實際の教授に於ては、兒童及び教員の狀況と、毎週に於ける偶發事項等の發生とに依り、往々此の理想的標準と齟齬することあるを免れず。是を以て各學校に於ては、毎週末に於て、此の細目に照らし、次週の教授豫定をなし、更に其の週末に至れば之が實施の結果を記録し、又次週に於ける教授の豫定をなさざる可からず。之を教授豫定及び週録と云ふ。此の如く常に標準たる細目に照らして、**實際教授の進行**を調節するは、極めて必要なることにして、殊に學級數の多きに従ひ、學校長は時日を定めて之を檢閲し、以て全校教授の統一を圖るの必要あり。

日課表

三、日課表、教科課程表に定められたる毎週教授時數に應じ、各教科目教授の順序を、適當の日時に配當したるものを日課表又は教授時間割と云ふ。學校教授は、毎日之に依りて其の進行を繼續し、一學年間に細目所定の事業を完結するものなり。然れば日課表の調製は、教授の進行・校務の整理・兒童學習の上より考察して、最も重要な事業の一に屬す。近時教育學及び之と密接の關係を有する心理學・生理衛生學等の進歩に伴なひ、日課表調製に關する理論漸く闡明せらるゝに至れり。然れども之を精細に論究するは、教育學の任務なるを以て、今左に之が主要なる原則を擧ぐるに止めん。

一、各教科目の毎週教授時數を考へ、其の多少に依り、適當なる間隔を定めて之を週日中に排列すべし。

日課表調製の原則

二、各教科目の性質・學習の難易を調査し、思考的教科は之を第二時に配當し、情操的教科は第一時又は第二時に配當すべし。

三、兒童心力疲勞の轉換に注意し、各教科目の性質に依りて、疲勞多きものと少きものとを交互に排列すべし。

四、毎週教授の時數と回數とは、概して一致するを原則とすれども、教科目の性質と、兒童の發達とに應じて、適宜之を異にし、一時間内に二教科を配當することあるべし。

其の他、授業終始の時刻・休憩時間の如きも、日課表調製に關係すること多く、更に實際に於ては、特別教室及び體操場使用上の關係・教員の關係等をも考察するの必要あるを以て、學級數の多きと、校舍設備の不十分なるとに従ひ、之が調

製は益々困難に陥るを免れずと雖も、なるべく以上に擧げたる教授上、衛生上、管理上の諸點に注意して之を定め、且一旦調製を了したるときは、容易に之を變更せざるを以て可なりとす。

參照 (教育學教授論) (本書第二篇第三章第二節教授の開始及び休憩)

教授草案

四、教授草案、

各教材の單元を適當の時間に配當して、之が教授の順序方法を考案し、記述せるものを教授草案と云ふ。常に有効なる教授を施し、確實なる効果を擧げんと欲せば、教員たるものは、必ず充分の工夫を回らし、豫め之を調製するを要す。故に各學校に於ては、教授上の主義綱領を定め、教員をして之に據らしむるの外、更に各自の研究工夫を積ましめ、時々學校長の檢閲を受けしむるを可とす。

參照 (教育學教授論、教式論)

第七節 學業成績の考查及び修業卒業の認定

成績の考查

一、學業成績の考查、教授に關する施設周到を極め、實際の教授能く之に伴ひて進行したりとも、未だ以て足れりとすべきにあらず。必ずや教員は、兒童學業習熟の度如何を案じて、更に自己の教授上の參考に供すると共に、兒童をして又己の學業の進歩を自覺し、益發奮努力せしめざる可からず。而して又學校長は、法令上、兒童の修業卒業を認定せざる可からざるを以て、各教員は學校長に之が認定の資料を提供するの必要あり。以上の理由に依り、小學校に於ては、從來特に嚴格なる試験を施行し、兒童學業の成績を考查し來りしが、之が爲めに往々弊害を醸して、試験のみを重んじ、兒童をして一時に過度の勉強をなさしめ、心身の健康を

成績考查の必要

害し、或は平素の學業を輕んぜしむるの風を馴致したるを以て、明治三十三年小學校の試験を全廢し、平素の成績を考查して、修業又は卒業を認定すべしと定めらるゝに至れり。然れども、是れ唯從來行はれたる期末に於てのみ特殊の嚴格なる試験を施し、専ら之に依りて成績を定めたる方法を廢せられたるものにして、普通に課題を與へて成績を考查する方法、即ち廣義の試験を悉く禁止せられたるものに非ざるなり。近時試験廢止の結果、却つて兒童の學力の低下を來したりと論ぜらるゝに至れるは、實に此の課題的考查法を用ひて、正確に教授の効果を檢し、以て教授上の参考に供し、併せて兒童をして發奮努力せしむることなく、教員は唯漠然、教授の方法にのみ腐心したる結果に出づるものなきに非ざるなり。

成績考查法

平素に於て學業成績の考查を行ふには、(一)教授の際に於ける應答、(二)時々に於ける課題の答案、(三)雜記帳に記述したる成績、(四)技能科成績品等の良否及び進歩の度等を案じて、毎月の成績を定め、更に之に依りて學期末の成績を定め、又學期末の成績に依りて學年末の成績を定むべきなり。但し此の際注意すべきは、尋常の進境に在る兒童に在りては、毎月又は毎學期の成績を均一に評價し、等分して之を定むることなく、期末最後の成績には、稍重きを置き、之を參案して評定すべきこと是なり。

學業成績の記述法には、評語法及び點數法最も多く行はる。前者は不精密に失し、後者は精細に傾く缺點あり。然れども又兩者各長所を有するを以て、通常考查には點數法を用ひ、之が發表には評語法を採用するもの多きが如し。

修卒業の認定

二、修業卒業の認定、
 修業年限の終に於て、小學校の全教科を修了せりと認めたる者に對しては、學校長は卒業證書を授與すべし。是れ即ち尋常小學校に在りては、國家の規定せる義務教育を完了したるものにして、兒童は之に依りて將來一個の日本國民たる資格を作り、保護者は又國家に對する自家の義務を全うせるものなり。學年末に於て各學年の課程を修了せりと認めたる兒童には、學校長は又修業證書若くは學習證書を授與することを得べし。通常前者は、單式編制の學級に於て、完全に各學年の課程を修了せるものに授與し、後者は、數學年の兒童を一學級に編制して教育せる場合に於て、一學年間學習したる者に授與するものにして、共に卒業に至る段階なり。

参照 (則) 第二十三條、第二十四條

第四章 小學校の編制

第一節 學級の編制

學級の意義

一、學級の意義、
 抑學級は、今日の學校を組織する基本にして、合同教育の事業は、主として學級に於て行はるゝものなり。然れば學級は、實に現今に於ける學校教育上の單位と稱すべく、學級成績の擧がると擧がらざるとは、直接に學校教育の効果に關係するものなるが、明治二十三年以前に於ては、其の意義漠然として、級又は年級と稱し、單に兒童學年の程度に依る等級を云ふに止りしが如し。
 現今の所謂學級とは、一人の本科正教員が、一教室内に於て同時に教授すべき兒童の一團を云ふものにて、學年又は等級の意義とは、何等の關係なく、或は一學級にして單に一

單級小學校
多級小學校

多級編制法の
種別

個學年より成ることあり、或は二個乃至六個學年の如く教科履修の程度の甚しく相違せる兒童を包括せることあり。

二、學級編制の種類、
 小學校兒童の學級編制法に二種の別あり。即ち全校兒童を一學級に編制するものは、單級小學校にして、之を二學級以上に編制せるものは、多級小學校なることは已に述べたる所なり。而して多級編制法に又三種の別あり。單式學級制、複式學級制及び二部教授制是なり。

單式學級制とは、同一學年の兒童のみを以て一學級を編制するものにして、複式學級制とは、二個學年以上、程度の相異なる兒童を併せて一學級を組織するものを云ひ、二部教授制とは、一學校の全部又は一部の兒童を、前後二部に分ちて教授する如く編制したるものを云ふ。

参照 (則) 第三十九條第二十一條

學級編制上の
要件

市町村財政の
關係

三、多級小學校學級編制上の要件、
 一 小學校内に於ける學級編制法の如何は、教育行政上重要なことなるを以て、新に學級を編制し、又は之を變更したるときは、遲滯なく管理者又は設立者より、之を府縣知事に届け出でざる可からざる規定なるが、更に教育上より之を考察するも、學級の編制は、又極めて緊要なることに屬するが故に、今左に多級の場合に於ける學級編制上注意すべき二三の重要な要件を擧げんとす。

甲、市町村財政上の關係、
 抑學級の多少は、教室及び其他の設備、教員の配置等に影響を及ぼし、直ちに學校經費の上に關係するところ大なるを以て、新に學級を編制するに方りては、學校長は能く管理者と熟議をなし、先づ其の經

費の支出如何に就き、市町村の同意を得て、然る後に之を實行せざる可からず。然れども、單に編制の方法を變更するのみにて、學級數の増加を生ぜざる場合に於ては、教育上の問題たるに止まるを以て、固より學校長の職權内に屬するものとす。

法令上の制限

乙、法令上の制限

一校の學級數

(イ) 學級數の規定

次に、一小學校内に於ける學級

數多きときは、教育上の効果を減殺し、學校長の感化、校内に及ぶ能はずして、全校の統一困難に陥るべきを以て、現行制度に於ては十八學級を最多限となし、特別の事情ありて此の制限を超越るときは、府縣知事の認可を受くべき規定なり。但し分教場を置くときは、更に三學級まで増置することを得べし。法令の定むるところ以上の如くなれども、現今に

於ては、三十乃至六十學級を有する小學校なきに非ず。是れ蓋し經濟上並びに從來慣行上の關係ありて、容易に之が縮少を許さざるものあるに因るべし。

参照 (則) 第二十九條

一學校の兒童數

(ロ) 兒童數の規定

一學級内に於ける兒童數も、亦

其の數多からざるときは、教師の勢力能く兒童各個に徹底すべきを以て、教育の效果大なるに至るを得べし。近時個性主義の教育唱導せらるゝに従ひ、一學級内の兒童數を減少せんとする傾向益盛にして、歐米に於ては、兒童の定員を十五人乃至二十四五人となす可しと説くものすらあり。本邦の現狀に於ては、經濟上到底此くの如き編制をなすを許さざるを以て、已むを得ず、尋常小學校にては七十人、高等小學校にては六十人を以て一學級の收容限度とせり。但し特別

の事情あるときは、各々十人を増すことを得るの定めなり。然れども小學校に於ては、教員の勢力、直接に兒童各個の上
に及ばざる可からざるが故に、一學級の兒童數八十人に達
するが如きは、決して適當なるものに非ざるを以て、實際に
於ては、漸次之を五十人以上に制限するを可とす。特に單級
尋常小學校に在りて、兒童數六十人を超ゆるときは、其の教
授漸く困難となるを免れざるが如し。

参照 (前) 第三十條

男女性別上の
關係

(は) 男女性別上の關係、 男女の性別に従ひ、兒童は
之を分離して教育すべきや、若しくは、又之を共同に教育す
べきやに就ては、**分離主義・共學主義**の主張するところ各異
にして、諸外國に於ても、獨逸は多く分離教育に依り、英佛亦
之に類するもの多しと雖も、米國に於ては、大學に至るまで

殆ど共學教育に依るが如く、各國の制度同一ならず。本來男
女は、心身上自然の相違を有し、其の發育の状態又同一に非
ざるのみならず、將來に於ける生活職業に至るまで、悉く之
を異にするを以て、年齢稍長ずるに至れば、其の學級を區別
して教育し、各其の特色を發揮せしむるを以て最も適當な
りとす。本邦に於ては、明治三十年文部省訓令第十二號を以
て左の如く指示せられたり。

方今小學校教育の普及を計圖するの際、小學校に於て男兒と女兒とは、務
めて學級を別ち、教室を異にし、尙便宜學校を別ち、各其の性質慣習と生活
の必要とに應じ、最適切なる方法を以て、之を教育せんことを要す。此の如
きは、常に男女教育の實相を益發揮するに必要なのみならず、又女兒の
教育を益適切ならしむるに依り、自から女兒就學の數を増すことを得ん。
現今に至りては、女兒就學の歩合略男兒に劣ることなき

までの程度に達せりと雖も、以上の理由に依り、現行の規定は、尋常小學校に於ける第三學年以上に在りては、同一學年の女兒の數、一學級を編制するに足るときは、男女に依り學級を分つべしとせり。然れども心身性別上の相違未だ甚だしからざる低學年兒童に在りては、強ひて之を分離するの要を見ざるは、現行法令も亦之を認むるものゝ如し。然れば、女兒のみの數一學校を構成するに足るべき場合、又は一町村内に、二個以上の小學校を設立すべき場合に於ては、なるべく之を男女の學校に分つが如きは、最も現行法令の精神に合し、又教育上男女兒をして各其の特性を發揮せしむるに適せるものと云ふべし。然れども、尋常小學校に在りて、特に女兒のみを分離するが爲に、單級的複式學級を編制するが如きは、法令の精神を極端に遂行するものにして、教授の

効果上却つて希望すべきものに非るが如し。

参照 (則) 第三十一條

(に) 教育上の關係 學級編制に關しては、以上の外、

尙教育の効果上より考察すべきことあり。

イ、同一學年の兒童を數學級に編制する場合、此の場合には、兒童學業進歩の程度に依り、優劣數種の數學級を作るものと、優劣混合の數學級を作るものと、の二法あり。兩者共に得失を有すれども、若し一校の兒童數甚だ多く、其の學業優劣の差、特に甚だしきときは、前者の編制法に依るを適當とす。近時紹介せられたる、所謂マンハイム式學級編制とは、即ち此の方法の稍複雑なるものなり。人口十萬以上の大都市に在りては、所謂低能兒學級を編制する必要を生ずることあるべし。

マンハイム式
編制

口、數個學年の兒童を一學級に編制する場合、所謂複式學級の場合に於ては、なるべく兒童の學力、年齢の相接近したる學年兒童を合併して編制するを以て本體となすべし。例へば第一、第二學年又は第五、第六學年を以て各一學級を編制するが如し。然れども教室の設備、兒童數の多寡等に依り、適當に之を編制すること能はざるときは、高學年と最低學年とを合併するが如きも亦一策たるべし。例へば第六學年と第一學年とを合併するが如し。

二部教授制

四、二部教授制 二部教授とは、嘗て獨逸に倣ひて半日小學校の名稱を用ひたりしものを改稱せるものにして、此の編制をなすことを得べき場合は次の如し。

- (い)、一學級毎に、本科正教員一人を置くこと能はざる場合
- (ろ)、兒童を同時に容るゝに足るべき校舎の設けなき場合。

(は)、兒童の就學上又は教授上特別の必要ある場合。

以上の規定を考察するに、二部教授をなすことを得る範圍は極めて廣く、現今の如く地方經濟の狀況良好ならずして、充分の設備をなし難く、又は學級數に應ずる多數の正教員を備聘すること困難なる場合に於ては、何時にても之を行ふことを得べく、又經濟の狀況良好なるも、正教員の供給不足にして、適當なる人物を得難き場合、若しくは地方産業上の關係、又は地理的事情より通學に困難を生じ、或は兒童の學業優劣の差等甚だしき等、兒童の就學上、教授上特に必要と認めたる場合に於ては、如何なる地方にても、府縣知事の認可を受けて之を實施することを得べし。殊に尋常小學校の幼年兒童に在りては、之を二部教授制となすも、其の成績甚だしく劣ることなきを以て、地方經濟の豊かならざる

今日に在りては、土地の状況に依り、良教員を聘して其の待遇を厚くし、此の編制法を採用せば却つて利益尠からざるべし。

制 二部教授の編

二部教授の編制をなすには、先づ二學級を組合はせて、**前部**を組織するを要す。即ち一人の本科正教員の擔任すべきものなり、之を正則の二部教授制となす。而して之が組合はせ法には、學年別、成績別、地方別、男女別等の諸方法あれども、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年と第二學年の如き相接近したる學級を以て前後部を組織するを以て最可なりとす。

變則二部教授

又教室の餘裕ある學校に在りては、前後部の兒童を悉く同時に昇校せしめ置きて、交互に教授を施す**隔時制**のもの、又は二部制を單級小學校の年少部に混用して、年長部には

教授時數

定時の教授をなし、年少部は前後部を組合せて、交互に昇校せしむるが如き、變則的**二部教授制**も亦利するところあり。二部教授に於ては、一人の教員を以て前後二部の教授を擔任するものなるを以て、毎週教授の時數は**十八時以上**に定め、特に尋常小學校年少部に限りては、**每週十二時**を最少限と規定せられたり。然れど前後部交代の中間に於て、兩部交錯の日課表を作り、兩部に合同教授を施し、且事情の許す限り、兒童に自修を課するときは、通常の教授に比して、甚だしく教授の効果を減殺することなきの利あり。其の他二部教授に於ては、前後部交代の期間に關し、**毎日交代制**、**每週交代制**等あり。更に一日中の交代時間に關しても、前後部を合して合同教授を施すことあるもの、及び前部降校後、直ちに後部の教授を開始するもの、前部の降校と後部の昇校との

中間に、教師の休憩時間を設くるもの等の種別あり。

参照 (則) 第十九條、第三十四條、第三十五條

單級小學校の
組分け

五、單級小學校、單級小學校は、學力年齢の相違甚だ多き全校児童を、一學級に編制するものにして、教授上の損失多きが如しと雖も、經濟上訓練上の利益多く、且教授上に於ても、復習練習の機會多きが故に、少量なれども比較的確實なる知識を收得せしむるの利あり。單級編制に於ては、教授上の利便を謀るがため、児童の學力に依り、教授中假りに児童の組み分けをなすを要す。此の組分けは、教科目に依りて一様ならずと雖も、尋常小學校に在りては、第一學年、第二學年、第三、第四學年、第五、第六學年の四組又は五組に分つを普通とし、高等小學校に於ては、全く組み分けをなさざるか、又は第一學年を乙とし、第二學年(第三學年)を甲とするが如

く、二組となすを以て足れりとす。

單級小學校と、二部教授との利害に就きては、獨塊諸國に於ても、議論多く、未だ學說の一致を見るに至らず。本邦に於ては、二部教授の實施以來、日尙淺きを以て、殊に其の研究不充分なるを免れず。概して、兩者とも資力不十分なる山村僻邑に限りて採用すべきものとす。

學級の合同

六、學級の合同、學級學年の異同に拘らず、修身體操唱歌の如き教科目に在りては、數學級を合同して之を教授することを得べし。蓋し此の方法は、學校訓育の統一、又は児童の成績を進むる上に於て、良好なることあるのみならず、教員の關係上又は男女児童の教授上大に利益ある場合なきにあらざればなり。其の他裁縫、手工、農業、商業のごときも児童數七十人の制限を超へざる場合に於ては、此の方法を

採用することを得べし。

参照 (則) 第三十三條

第二節 教員の配置

教育の配置

一、教員の配置、現行規定に依れば、小學校に於ては、二部編制の場合の外、一學級毎に本科正教員一人を配置するを以て本則とし、若し之に依り難きときは、二學級毎に本科正教員一人、准教員一人を置くことを認許せり。勿論此の場合に於ては、准教員は、固より獨立して一學級の教育を擔任する資格なきものなるを以て、學校長は、自から之を指揮するか、若しくは他の正教員をして之を指導せしめ、其の監督の下に教授をなさしむべきものなり。若し之に反し、准教員が恰かも正教員の如く、獨立の行動を取りて兒童教育の任に當ることあらば、是れ小學校統理の任に在る學校長が、

其の職責を完くせざるものと云はざる可からず。

参照 (則) 第三十五條

學校長

二、學校長、市町村立小學校に於ては、凡て校務を統理せんが爲に學校長を置くを要す。而して學校長は、其の學校の本科正教員をして之を兼ねしむる規定なるを以て、又一學級を擔任せざる可からず。然れども學級數多きに從ひ全校の統一、教員の指導に力を盡さざる可からざるを以て、内外諸般の校務多端にして、學級教育に専らなる能はざるが故に、六學級以上の小學校に於ては、制規の外に、尙正教員又は准教員一人を置き、以て學校長の擔任する教授を補助せしむることを得るなり。

補助教員

参照 (則) 第三十六條

三、教員の擔任、教員の擔任法には學級擔任法及び

教員の擔任

教科擔任法の二法あり。學級擔任法は、一人の教員が學級全般の教科を擔任するものにして、教授上、各教科相互の連絡を得しむるの利益あるのみならず、訓練上に於ても、教員と児童との關係親密となり、且教員は児童各個の個性を知悉し得る等の利益あり。之に反して教科擔任法は、一人の教員が數個學級に亘り、一科又は數科の教科目を擔任するものにして、此の方法に依れば、教員をして各自所長の教科を受持たしむることを得るを以て、従つて其の教員の研究に利便を與ふるのみならず、該教科の縦の連絡を適當ならしめ、児童の成績の上進を助くる等の利益あり。然れども小學校の教育は、能く教授の成績と、訓練の効果と兩者相俟ちて、善良有爲なる人物を養成するにあるを以て、學級擔任法を採用するを以て最も適當なりとす。然れども學校内に某教科目に

改訂

教科擔任法

關して、特に専門の知識技能を有する教員ある場合には、之をして某教科目に限り擔任せしむるときは、却つて児童の成績を良好ならしむることを得るを以て、尋常科高學年以上に限り、**教科擔任法**を加味するを可とすることあり。農業・商業の外、諸種の技能科に於て特に専科正教員を置く場合の如し。

参照 (則) 第三十七條

第三節 補習科

補習科

補習科の旨趣

児童既に尋常小學校又は高等小學校を卒業したりと雖も、爾後何等の教育を受けしめず、之を自然に放任するときは、或は從來學習したる知識技能を忘却して、國家及び保護者が教育のために盡力したる所以の本旨を没却し、或は社會の惡風に感染して、漸次諸種の罪惡を犯すに至るもの尠

補習科の種類

からず。故に其の卒業後に於ても、なるべく之を學校勢力の範圍に近づけ、以て具案的に其の徳性及び知能の補充増進を圖り、併せて實際生活に入るの準備をなすは、社會教育上、極めて必要なることなりとす。補習教育制度は、即ち是がために起りたるものにして、歐米諸國中、獨逸聯邦の如きは、最力を此の教育に盡し、既に普く其の機關を設けて、就學を強制するものあり、ザクセン及びバーデン王國の如きは其の適例なり。然れども我が國に於ては、未だ其の域に至る能はざるを以て、單に市町村又は設立者に於て、府縣知事の認可を受け、小學校に補習科を附設することを得るの規定なり。

● 補習科に二種あり。尋常小學校の補習科は、尋常小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、尋常小學校の教科を補習せしむるを目的とし、高等小學校

の補習科は、高等小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、高等小學校の教科を補習せしむるを目的とす。

修業年限

教科用書

教授季節及び日時

補習科の修業年限は二ヶ年以下とし、其の年限及び教科目、教授等は、管理者、又は設立者に於て、なるべく兒童の便宜を考へ、土地の情況に適すべく之を定め、府縣知事の認可を受け、又教科用圖書は、學校長之を定め、府縣知事の認可を受くべく、その他教室は、校舎以外の便宜の屋舎内に移すことを得る如く、一般に法令の制限極めて自由寛大なり。是れ蓋し、なるべく地方に便宜を與へて、之が設置を普ねからしめんが爲なり。特に補習科の規定が、小學校の正教科と、著しく相違する所は、其の教授を一定の季節、即ち農閑又は長夜の期等を利用して爲し得る様に、地方の自由に任せられたる

教科目

編制

こと、其の教授日時を随意に休業日等に選定し、又便宜夜間教授等となし、毎週教授時數も亦便宜之を定めて夫々府縣知事の認可を受くる如く制定せられたることなりとす。但し補習科は、小學校に於ける教授の補習をなすと共に、實際生活に入る準備をなすを以て主眼となすものなれば、徒に小學校以外の學科を加へ、又は其の教授を濫りに高尚にし、恰かも中學校下級の教授の如くならしむるは、補習教育の精神に違背すること甚だ大なるものなり。然れば通常、小學校の教科目を加ふる外、農村に在りては、適宜農業事項、海濱に在りては、水産事項を加へ、女兒に在りては、裁縫又は養蠶等を加へ、特に重んじて之を授くるを以て最も適當とす。

補習科の教授は、小學校正教科の教授と、其の目的及び兒童を異にするが故に、特別の事情あるに非ざれば、此の兩科

教員

を合して學級を編制するを得ざるを本則とす。又補習科兒童は、年齢漸く長ずるを以て、其の教授時間を正教科の教授時間内に定めたる場合の外は、男女を區別し、各々其の生活に適切なる教育を施すべき規定なり。

補習科の教授は、小學校の正教科を教授する教員、又は代用教員に於て擔任すべきものなり。然るときは、小學校正教科時代の教育と、前後の統一を得るを以て利便甚だ多し。然れども、補習科の教授時間を、正教授の時間内に定めたるときは、別に補習科を擔任すべき教員を定めざるべからず。

参照 (令) 第二十三條 (則) 第三十二條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條。

第五章 就 學

第一節 強制教育

強制教育

國民教育の事業が、國家の進歩發展に關係すること深大なるは、已に述べたるところなれども、國家が其の教育に干與する程度に至りては、必ずしも同一なるに非ず。或は單に之を獎勵するに過ぎざるものあり。或は之に干渉し、國民をして必ず其の兒童に、國家の要求する程度の教育を受けしむるものあり。後者を稱して強制教育 (Compulsory education) と稱す。獨逸・佛蘭西・伊太利・奧太利及び瑞典・那威・瑞西・英吉利等の如き、現今に於ける文明國の多く採用するところにして、歐洲中未だ此の制度を施行せざるものは、僅に和蘭・白耳義及び露西亞の數國に過ぎず。強制教育主義に反對する者は曰く、國家は國民の知能及び道德の程度如何に依りて影響

を受くること固より切なり。然れども兒童の教育の如きは、素とこれ一家の私事なるが故に、愛情の連鎖を有する兩親の自然的に干與すべきものにして、國家の之に干渉するは不當なりと。然れども國家と個人とは有機的關係を保ち、個人の行動は、國家の利害に關すること頗る大なるを以て、今日に於ては、國家は國民の諸種の行動に干渉せざるを得ざるに至れり。特に教育の如きは積極的事業にして、兒童の知能及び道德を啓培して、將來に於ける個人的、國家的福利の根源を養ふものなれば、國家が之に干渉するも、決して不當に非ざるなり。況んや自然的愛情の連鎖を有する兩親は、必ずしも其の子弟を教育するに足るべき學識德行を備ふるものに非ず、縦令之を有するも、之を教育すべき餘暇を有するもの稀なるに於てをや。是れ現時文明諸強國が、多く強制

教育制度を採る所以にして、本邦に於ては、明治五年學制頒布以來、此の精神を採用し、漸次之を嚴格に規定して、遂に今日の制度を見るに至れり。

参照 (教育史 第三編)

第二節 學齡兒童

學齡

學齡とは、兒童が始めて小學校の教育を受くるに堪ふる程度に達したりと認むる時期より、小學校の教育を終るべき時期に至るまでの期間を云ふものにて、之を論究せんには、民族的生理解剖學及び民族的心理學を基礎とし、尙教育學其の他の諸科學の補助を要し、更に義務教育終了の遲速は、國民經濟の上にも影響するところ少からざる問題なるを以て、學理的に之が解決をなすは、決して容易の事に非ざるなり。然れば、現今に於ても、文明諸國の制定せる制度は、多

學齡兒童

く習慣と經驗とに依りて之を定めたるものゝ如く、概して六歳又は七歳を以て、始めて小學校に入るべき時期、即ち就學の始めとなせり。唯其の年限は、國民文化の程度と經濟狀態とに依りて之を定むべきものなるを以て、各國皆同一なること能はず。本邦に於ては、兒童滿六歳に達したる翌日より、滿十四歳に至る八箇年を以て、學齡と定め、此の間を學齡兒童と稱す。歐米諸國に在りては、普魯亞、ザクセン、バーデン、バイエルン等の獨逸諸聯邦、及び奧太利、佛蘭西、伊太利等は皆我が國と同じく、滿六歳を以て就學期となせども、瑞典、挪威、丁抹等の諸國は、滿七歳を以て就學期となし、英吉利は滿五歳を以て就學期と定むるが如く、各國の定むるところ必ずしも一致せず。

参照 (令) 第三十二條、

第三節 就學義務

就學の始期
就學の終期

現行規定に依れば、兒童は滿六歳となり、已に學齡に達するも、直ちに就學すべきものに非ずして、學齡に達したる日以後の、最初の學年の始を以て就學の始期となし、尋常小學校の課程を修了したるときを以て就學の終期と定め、兒童の保護者は、即ち此の始期より終期に至るまでの間、其の兒童をして市町村立若しくは官立府縣立尋常小學校に入學せしめ、其の教育を受けしむべき義務を有するなり。之を就學義務と云ふ。是れ即ち學齡兒童保護者が國家に對して負へる公法上の義務にして、敢へて納税兵役等の義務と異なることなし。然れば三月三十一日までに、滿六歳に達したる兒童は、其の年の四月一日の新學年より、又九月學年を開始したる地方に在りては、四月以後八月三十一日までに滿六歳に

就學義務

就學期

達したる兒童は、九月一日の新學年より入學するを要するなり。而して若し學齡兒童を雇備するときは、其の雇備主に於て相當の方法に依り、兒童をして此の程度の教育を修了せしめざる可からず。然れど、兒童保護者は、又市町村長の認可を受くるときは、個人の家庭若しくは私立尋常小學校等に子弟を入學せしめて、其の教育を受けしむることを得べし。蓋し國家が兒童の教育に干渉するは、其の自衛の必要に出でたるものにして、個人の意志を抑制するの趣旨に非ざるを以て、兒童をして適法なる教育を受けしむることを要求すれども、必ずしも之が爲に學校の種類を一定するものには非ざればなり。然れども此の場合に於ては、市町村長は、其の教育監督者たる責を有するを以て、何時にても其の兒童に就き試験を行ふを得べく、而して其の結果不適當なりと認

むるときは、嘗て與へたる認可を取消すことを得べきものとす。

義務教育の年限は、各國其の事情に依りて同一ならず。歐洲中、獨逸聯邦の主要なる諸國は、多くは八ヶ年にして、更に之に加ふるに三ヶ年以内の補習教育を強制するものあり。其の他那威及び埃太利は八ヶ年、佛蘭西、瑞典、丁抹は七ヶ年にして、獨り伊太利は、三ヶ年の正科と一ヶ年の夜學校入學を強制するのみ。

學齡兒童の保護者

學齡兒童をして就學せしむべき義務を有するものは保護者なり。保護者とは學齡兒童に對し、親權を行ふ者、即ち其の子の家に在りて、監護、懲戒及び財産の管理等の權利義務を有する父、又は母か、若しくは又此の親權を行ふ者なきときは、其の後見人即ち最後の親權者の遺言に依りて、又は遺

文訂

言なきときは戸主就職し、戸主なきときは親族會より選任せられたる親權補充者を云ふなり。

上述の如く、就學義務に關する規定は嚴なりと雖も、次の場合に於ては、已むことを得ず、市町村長は監督官廳の認可を受けて其の年四月に於て就學の始期に達すべき兒童に在りては一ヶ年(九月學年の場合には)已に始期に達したる兒童に在りては一ヶ年(九月學年の場合には)其義務を猶豫し又は免除することを得べし。

就學義務の猶豫及免除

一、猶豫の場合、

- (1) 學齡兒童、病弱又は發育不完全のため、就學すべき時期に於て就學すること能はずと認めたるとき。
- (2) 兒童保護者、貧窮のため、其の兒童を就學せしむること能はずと認めたるとき。

二、免除の場合、

- (1) 學齡兒童、瘋癲・白痴又は不具癱疾の爲めに就學すると能はずと認めたるとき。
- (2) 市町村長に於て、兒童保護者、貧窮の爲、其の兒童を就學せしむること能はずと認めたるとき。
- (3) 當該區域が尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられたるとき。

參照 (令) 第三十二條、第三十五條、第三十六條、第三十四條、第三十三條
 (則) 第八十六條、第八十七條、第八十四條、第八十五條

第四節 就學義務の執行に關する事務

就學事務の執行は、教育行政事務中、最も緊要なるものにして、其の職に在るものは、孰れも皆嚴正に其の責を盡すに非ざれば、強制教育の制度も、徒に美名を有するに止らんとす。

就學事務

す。今左に順次之を列舉せん。

市町村長の事務

一、市町村長の事務、

- (1) 毎年十二月末日までに、(九月學年の場合には六月末日までに) 市町村内の學齡兒童を調査して學齡簿を編制し、學年の開始以前に異動を生じたるものは、遲滯なく之が加除訂正をなすこと。

實に學齡簿は、一切の就學事務の根源をなし、重要なる公簿なるが故に、市町村長は最も嚴正に之を整理せざるべからず。學齡簿の様式(第九號表)左の如し。

學齡簿

氏名	住所	生年月日	住氏名
	住	生	住
氏名	職業	學齡ヲ終ル年月日	職業ノ業
	職	學	業
保護者	保護者ノ氏名	入學シタル學校又はハ教授者氏名	保護者ノ氏名
就學	入學シタル年月日	尋常小學校ノ教科ヲ了リタル年月	就學シタル年月
學	尋常小學校ノ教科ヲ了リタル年月		就學シタル年月

考備	不 就 學	年 月 日	免 年 月 日
	預 期 間	事 由	

- (2) 家庭又は其の他に於て、尋常小學校の教科を修むるものを監督すること。
- (3) 児童を入學せしむべき期日を指定し、豫め保護者に通知すべきこと。(若し区内に尋常小學校二校以上あるときは其の學校を指定することを得)
- (4) 入學せしむべき児童の氏名並びに入學期日を關係學校長に通告すること。
- (5) 不就學又は缺席の児童あるときは、其の保護者に對し、就學又は出席を督促し、二回以上督促するも、尙應ぜざるものあるときは、監督官廳に報告すること。

監督官廳の事務

二、郡長及び府縣知事の事務

郡長又は府縣知事は、市町村長の報告を受けたるときは、児童保護者に對し、児童の就學又は出席を督促すること。

参照 (則) 第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十六條、第八十七條、第九十三條

市町村立小學校長の事務
学籍簿

三、市町村立尋常小學校長の事務

(1) 學年の始に入學したる児童の学籍簿を編制し、異動を生じたるときは、遅滞なく之が加除訂正を爲すべきこと。

(2) 在學児童の出席簿を作り、常に其の出缺を明かにすべきこと。

出席簿

以上の二公簿は、互に表裏相待つものにして、之が整理は尋常小學校長の就學事務中、最も重大なるものと云ふべく、かの市町村長の保管に屬する學齡簿と共に、義務教育の施行を完からしむるものなるが故に、最も嚴正に之が整理を爲さる可からず。

學籍簿の様式(第十號表)左の如し。

學年	學業成績	氏名		住所			入學年月日		退學年月日		在學中出席及缺席		保氏名	
		姓	名	町			月		月		出席日數	缺席日數	身 體 狀 況	保 護 者 關 係
				郡	村	番	年	日	年	日				
第三學年	身 修 語 國 術 算 史 本 理 地 科 理 畫 圖 歌 唱 採 體 行 裁 年 操 月 修 日 了													
第二學年														
第一學年														

備考	第四學年	第五學年	第六學年

備考 學校醫ヲ置カサル學校ニ於テハ身體ノ狀況ハ之ヲ問クコトヲ得

- (3) 入學期日後、七日以内に入學せざる兒童あるときは、其の氏名を關係市町村長に報告すること。
- (4) 在學兒童にして、正當の事由なく、引續き七日間缺席したるときは、其の保護者に對し出席を督促し、尙引續き七日間以上出席せざるときは、關係市町村長に報告すること。
- (5) 每學年の終りに、卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。
- (6) 當然入學すべき學校區域以外より來れる兒童にして

卒業したるとき、又は半途に於て退學、廢學したるときは、關係市町村長に其の旨を報告すべきこと。

而して官立、府縣立の學校に、尋常小學校の課程を置きたるときは、其の學校長は、就學事務に關しては、當然市町村立小學校長の事務を取扱ふ可きものとす。

參照（則） 第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十五條、第九十六條

保護者の義務

四、學齡兒童保護者の爲すべき義務

(1) 學齡兒童保護者は、其の兒童の入學すべき期日及び學校を指定せられたるときは、當然兒童を入學せしむべきこと。

(2) 区域内に尋常小學校二校以上ある場合に於て、兒童を或一校に入學せしめんとするときは、之を選定して市

町村長に申立つること。

(3) 當然入學すべき學校以外の市町村立尋常小學校、又は官立、府縣立學校に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、其の學校の管理者又は學校長の承認書を添付して關係市町村長に届け出づべきこと。

(4) 家庭又は其の他の私立小學校等に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、之を市町村長に届け出て其の認可を受くべきこと。

(5) 兒童を就學せしむること能はざる事由あるときは、其の義務の猶豫又は免除を市町村長に申立つべきこと。

參照（則） 第八十二條、第八十四條、第八十八條、第九十六條

第六章 小學校の職員

小學校の職員

第一節 職員の種類及び名稱
小學校の職員には、小學校長・教員及び代用教員の三種あり。

小學校長

小學校教員

一、小學校長 其の學校の本科正教員の兼務すべきものにして、全般の校務を統理し、小學校教育の首腦なり。

二、小學校教員 小學校教員免許狀を有するものにして、之を正教員及び准教員の二種に分つ。

(1) 正教員 兒童の教育を擔任し、單獨に教授をなし得るものにして、小學校の全教科を教授し得るものを本科正教員と云ふ。圖畫・唱歌・體操・裁縫・農業・商業・英語・手工の一科目、若しくは數科目にかぎり教授し得るものを專科正教員と云ふ。本科正教員の中、更に又尋常小學校の全教科に限りて教授することを得る尋常小學校本科正教員

代用教員

と、尋常小學校及び高等小學校の全教科を教授し得る小學校本科正教員とあり。職務上よりは共に訓導と稱すべきものとす。蓋し教導訓練の方面に重きを置きたるものにして、教諭又は教授の名稱よりも、其の任務一層重きことを示せり。

(2) 准教員 本科正教員を補助する資格を有するものにして、尋常小學校准教員及び小學校准教員の二種あり。職務上よりは、共に准訓導と稱す。

三、代用教員 小學校教員免許狀を有せざれども、教員缺乏の際、特に准教員に代用せらるゝものなり。

参照 (令) 第四十三條、第三十九條、第四十二條、明治二十四年勅令第二百十八號

第二節 服務及び職務

小學校を組織するものは、校舍、児童及び教員の三者なれども、就中最も重要な要素を教員とす。若し夫れ教員にして常に自己の品性及び學術を磨勵し、誠實に其の職務を遂行するに至れば、學校教育は必ず良果を得るを期すべきものにして、教員たるもの、責任實に重大なりと云ふべし。今學校長及び教員が、其の職務上の關係より必ず遵奉せざる可からざる義務、即ち服務規律と、職務上必ず爲すべき事務、即ち職務とに就きて左に説明せん。

小學校教員の
服務

一、服務 學校長及び教員は、一般官吏の服務規律の精神を遵奉すべきは勿論なれども、別に其の服務は小學校令施行規則中に定められたり。今之を分ちて住居に關するもの及び營利に關するもの、二つとなす。

住居 學校長及び教員は、誠實に其の職務を執行せざる

可からざるが故に、府縣知事の許可を受けたる場合の外は、常に當該學校所在の市町村内に居住するの義務を有し、又相當の手續を経ずして、擅に其の職務を離れ、勤務を缺き、若しくは居住地を離れて他に旅行するが如きことあるを得ざるものとす。

營業 學校長及び教員は、府縣知事の許可を受くるに非ざれば、營利を目的とする業務を營み、又は營利を目的とする會社の業務執行社員、取締役、監査役となり、或は給料を受けて、他の事務を行ふことを得ざるものとす。蓋し是等の營利的業務に従事するに至れば、自から斯の道のため、に誠實に力を盡すこと能はざる可ければなり。

参照 (則) 第三百三十七條、第三百三十八條

二、職務

學校長の職務

(1) 學校長の職務 學校長は、正教員として兒童の教育を擔任し、其の事務を掌る外に、一校の統理者となり、校務を整理し、所屬職員を統督するものにして、其の任務最も大なり。學校長の執るべき主要なる校務を擧ぐれば左の如し。

甲、法令上規定の事項、

- (イ) 就學事務 學籍簿、出籍簿の整理、缺席兒童の督促及び報告、不就學及び卒業兒童の報告等にして、就學の章に明かなり。
- (ロ) 教科に關する事務 教授細目の編制、修業、卒業證書の授與、法令規定の範圍内に於ける教授時數の増減及び或教科目に關する教科書を兒童に使用せしむるか否かの決定等にして、教科の章に明かなり。

乙、當然の職務事項、 特に法令に規定せられざれども、校務の整理、職員の統督上、學校長の當然爲すべき事項左

の如し。

- (イ) 教科に關する事項
 - イ、日課表及び學年曆の制定、
 - ロ、教授の方針を定むること、
 - ハ、教授週録、其他の校簿を定め、職員をして之に依らしむること、
- (ロ) 職員及び兒童に關する事項
 - イ、各教員の受持學級又は受持教科を定むること、
 - ロ、諸種の儀式を執行すること、
 - ハ、兒童の訓練及び養護に關する方針を定むること、
 - ニ、兒童入退學の處分をなすこと、
 - ホ、臨時に起りたる事件に關し、職員兒童の指揮をなすこと、
- (ハ) 庶務に關する事項
 - イ、校務處理のため、執務内規を定め、職員の方擔を定むること、
 - ロ、職員會、研究會等の會長となり、校務の統一整理を圖ること、
 - ハ、校地、校舍、校具及び諸表簿の保管整理をなすこと、

教員の職務

参照 (則) 第三百三十四條

(2) 教員の職務 正教員は、學校長の指揮を承け、兒童の教育を擔任し、且之に屬する事務を掌る。准教員は獨立して以上の職務を執行する資格なきを以て、本科正教員の指導を受け、其の職務を助くるを以て任となし、代用教員の職務も亦之に準ず。今主として正教員の職務事項を擧ぐれば次の如し

イ、學級を擔任して、兒童の教授、訓練の任に當り、且學級に屬する事務を整理すること、

ロ、學校の内外に於ける兒童の監督取締をなすこと、

ハ、分擔事務を整理すること、

ニ、其の他特に學校長の命ずる兒童の教授をなし、又は事務を處理すること、

ホ、當直宿直の勤務をなすこと、

以上列擧したる如く、市町村立小學校長及び教員の職務事項は重大なると共に、又煩瑣細末なるもの少からず。然かも能く之を執行して遺憾なからしめんと欲せば、教員たるものは、常に精神志操の修養を怠る可からず。小學校令施行規則の規定に曰く、

學校長及教員は教育に關する勅語の旨趣を奉體し又法律命令に従ひ誠實に其の職務に服すべし。

と。明治十四年文部省布達にかゝる小學校教員心得は、更に條目を掲げて、詳細に小學校教員の服膺すべき事項を示せり。所説懇篤にして痛切、永く教育者の典則として遵奉し、實踐すべきものなれば左に之を示さん。

小學校教員心得 (明治十四年六月文部省布達)

小學校教員の良否は、普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は、國家の隆替

小學校教員心得

教育の本旨

に係る其任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學校教員其人を得て普通教育の目的を達し、人々をして身を修め業に就かしむるにあらずんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學校教員たる者宜しく深く此意を體すべきなり。因て其格守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學校教員の職にあるもの夙夜黽勉服膺して忽忘すること勿れ。

明治十四年六月

文部卿 福岡孝弟

智心教育

一人を導きて良善ならしむるは、多識ならしむるに比すれば、更に緊要なりとす。故に教員たる者は、殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして、卑幼を慈し及び自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て、之が模範となり、生徒をして德性に薰染し、善行に感化せしめんことを務むべし。

身體教育

しめんが爲めならんや。故に教員たる者は、宜しく此旨を體認し、以て生徒智心上の教育に従事すべし。

心志の高潔

一 身體教育は獨り體操のみに依著すべからず、宜しく常に校舎を清潔にし、光線温度の適宜及び大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癆習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

快活

一 鄙吝の心志陋劣の思想を懐くべからざるは、人々皆然りと雖も、特に教員たる者は、自己の心上に於て、最も謹て之を除去せざるべからず。蓋幼童の智徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、儉安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらざればなり。

規律

一 學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の、能く有すべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たるものは、宜しく特に起居飲食等の常度を守り、散鬱及び運動等の良規に循て、其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

の知識

一 教員たるものは、唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりとせず、博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

教育の方法

一 教員たるものは、常に整然たる秩序に由り、學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根底を立つる能はず。蓋し我練磨せざるの心志を以て、能く他人の心志を練磨し得るものは、未だ曾て之あらざるなり。

一 師範學校等に於て、嘗て學習せし所の教育法は、概ね其一樣子たるに過ぎざるものなり。故に教育者たるものは、徒に之を踏襲するを以て足れりとせず、宜しく常に自ら其得失利害を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

一人の心神及び身體の組織作用に至ては、教員たるもの最深く意を留め、講究と經驗とに由て、其原理實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令孜々汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝ

校則

教員の徳

こと能はざるなり。

一 學校管理の事は、之を教授の事業に比すれば、更に困難なりとす。故に教員たるものは、常に人情世態を審にし、通義公道を辨じ、且事を處するの方法、務を理するの順序等を諳練せざるべからず。

一 校則は、校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼て生徒の徳誼を勸誘するの要具たり。故に教員たるものは、能く此旨趣を體認し、以て之を執行せざるべからず。

一 熟練、懇切、黽勉の三者は、教育上に缺くべからざるの美事たり。故に教員たる者、能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實効を奏するを得べきのみならず、又生徒をして、不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一 學校を統率するは、殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等の諸徳に由るべし。蓋剛毅にあらざれば、難に勝る能はず。忍耐にあらざれば、久を持する能はず。威重にあらざれば、人を服する能はず。懇誠にあらざれば、衆を懷る能はず。勉勵にあらざれば、事を成す能はず。

中正

性行

一生徒若し黨派を生じ、争論を發する等の事あらば、之れを處置する、極めて穩當詳密にして偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す、故に教員たるものは常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持ち、就中政治及び宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のことあるべからず。

一人として善良の性行を有すべきは、言を俟たずと雖も、教員たる者に至ては、最善良の性行を有せざるべからず、否らざるときは、獨幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却て其天賦を戕賊するに至るべし、蓋幼兒の中心たる至虚至冲にして、外物の爲めに感染せらるゝこと、極めて鋭敏なればなり。

一教員たるものは、品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは、亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし、蓋し品行を尙くするは、其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。

第三節 權 限

凡べて官職を有するものが、其の職務を執行するに就き、

小學校長の權限

與へられたる權利の範圍を稱して權限と云ふ。小學校教員の國家より委任せられたる重要なる權限次の如し。

一、出席の停止 小學校長は、國の教育事務を執行し、兒童の出席を督勵すと雖も、多數兒童の中には、身體上又は精神上の状態不良にして、爲に其の惡影響を他に與ふるものなきに非ざるを以て、傳染病に罹り、若くは其の虞あるとき、又は性行不良にして教育の效果なく、他の兒童の教育に妨げありと認めたるときは、其の兒童の出席を停止するの權を有す。

小學校長及び教員の權限

二、兒童の懲戒 小學校長及び教員は、教育を實施する際、性行不良なる兒童には懲戒を行ふことを得るの權を有す。蓋し罰は教育上最後の手段にして、固より希望すべきものに非ずと雖も、兒童の性行を改善せんが爲には、已むを

得ず之を用ふるを必要とすることあればなり。然れども體罰は、往々不測の變を生じ、父兄の感情を害し、兒童の反情を誘起するの虞なきに非ざるを以て、歐洲文明國中には、今尙之を用ふるものなきに非ざれども、我が小學校令は之を禁止せり。

參照 (令) 第三十八條、第四十七條

第四節 資格及び待遇

教員たるべき資格

一、資格 小學校教員とならんとするには、先づ法定上の資格を具へざる可からず。法定上の資格とは、禁錮以上の刑に處せられ、信用又は風俗を害する罪を犯して處罰せられ、破産又は家資分散の宣告を受けたること等の所行なき者が、更に檢定を受けて免許狀を取得するにあり。

教員檢定の種類

各府縣に小學校教員檢定委員會を設け、會長、常任委員、臨

改訂

無試験檢定

時委員を以て之を組織し、小學校教員及び幼稚園保姆の檢定を行ふ。小學校教員の檢定には無試験檢定、試験檢定の二種あり。共に學力、性行及び身體につきて之を行ふものとす。無試験檢定は、中等學校教員免許狀を有する者、又は中學校を卒業して二ヶ年以上教員に従事したる者、高等女學校を卒業して修業年限一ヶ年以上の補習科に入り、教員たるに適する教育を受けたる者等に就き、其の學科目及び程度に照らし、試験を要せずと認めたる者に之を行ひ、試験檢定は、法定の學科及び程度に依り、毎年一回以上、期を定めて之を行ふものとす。

試験檢定

免許狀の種類

小學校教員免許狀には、普通免許狀、府縣免許狀の二あり。普通免許狀は、已に府縣免許狀を得て、教員の職に在るものに就き、府縣知事又は高等師範學校長、女子高等師範學校長

普通免許狀

府縣免許狀

の申請により、文部大臣之を授與し、全國に通じて終身有効なるものなり。

府縣免許狀は、府縣知事之を授與し、其の府縣内に限り終身有効とす。府縣免許狀を受くるには、師範學校を卒業し、又は文部大臣の指定したる學校を卒業し、若しくは小學校教員の檢定に合格するを要す。

小學校教員の待遇

二、待遇 小學校教員の法律上に於ける地位に關しては、法理上二個の反對せる意見あり。其の一に曰く、小學校教員は、任官と稱する公法上の手續に依りて選任せられ、國家の事務を執行するものなれども、其の職務は官制上に規定せられず、而して特殊の服務規律に従ひ、地方自治團體より其の俸給を支給せらるゝを以て、純然たる官吏に非ず。然れども又地方團體の選任にも依らず、間接に元首に隸屬す

るを以て見れば、之を公吏とも云ふべからず。故に小學校教員は、官吏にもあらず、公吏にもあらず、官吏と同一の待遇を受くる**准官吏**なりと云ふべしと。然るに第二説に依れば、小學校教員は公法上の手續、即ち任官に依りて任命せられ、國家の公務に従事するものなるが故に、純然たる**官吏**なり。其の職務の官制に依りて頒たるゝと否と、俸給の地方自治團體より支給せらるゝと否と、特別なる服務規律を有すると否との如きは、官吏たる地位の成立に何等の關係なき末節の問題たるに過ぎざるなりと。以上兩説の決定は、尙學者の論究に待つべきものありと雖も、大體上小學校教員も國家の官吏なりと解して支障なきが如し。現行の規定に依れば、小學校長及び正教員は、特別の規程ある事項を除くの外は、凡て判任文官と**同一の待遇**を受くるものにして、其の職務及

び俸給に應じ、判任五等より一等に至るまでの取扱を受くるものとす。

参照 (令) 第四十條、第四十一條、第四十九條 (則) 第九十八條、第九十九條、第一百條、第一百一條、第一百二條、第一百三條、第一百四條、第一百五條、第一百六條、第一百七條、第一百八條、第一百九條、第一百十條、第一百一十一條、第一百十二條、第一百十三條、第一百十四條、第一百十六條

第五節 教員の任用及び解職

教員の任用及解職

市町村立小學長及び教員の任用は、郡市長の申請に依り府縣知事之を行ふものとす。蓋し地方の情況に應じ、適當なる人物を任用するの必要あればなり。而して解職に當りては、其の必要なきを以て、郡市長の申請を待たずして府縣知事之を行ふ。然れども小學校教員の地位は終身にして、他の一般官吏と異なるところ多きを以て、特に法規の保障を與

解職の種類
休職

へられ、規定の條項に該當せざるものに解職を命ぜんとす。る場合には、文部大臣の指揮を受くるに非ざれば、其の處分を行ふことを得ざるものとす。

参照 (令) 第四十四條 (則) 第二百二十七條

小學校教員の解職には、休職及び退職の二種あり。

一、休職

甲 休職を命ぜらるゝ場合、市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するときは、府縣知事は之に休職を命ずることを得。

- (1) 傷痍を受け、若くは疾病に罹りたるに因り、職務を行ふに妨げあるとき。
- (2) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因り、過員を生じたるとき。

(3) 教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學するとき。

(4) 刑事事件に關し、告訴又は告發せられたるとき。

乙、當然休職となる場合　市町村立小學校正教員にして、陸海軍現役(六週間現役を除く)に服し、又は戰時事變に際し召集せられたるものは當然休職者とす。

休職の期間は事情に依りて同一ならず。而して休職とは現に職務に従事せず、俸給を給せられざるの外、在職者と異なることなく、全然教員たる關係を離れたるもの非ざるなり。但し府縣知事に於て、市町村の同意を得たるときは、休職者にも尙俸給を給することを得べし。

退職

参照 (則) 第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百五十三條

二、退職

退職は全然教員關係を離るゝものにして、

一般官吏の免官に同じきものとす。

甲、退職を命ぜらるゝ場合、市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するときは、府縣知事は之に退職を命ずることを得べし。

(1) 不具、癡疾に因り、又は身體若くは精神の衰弱に因り、職務を執るに堪へざるとき。

(2) 傷痕を受け、若しくは疾病に罹り、其職に堪へざるに因り、又は自己の便宜に因り退職を出願したるとき。

(3) 休職者復職したるため、其の代員を要せざるとき。

乙、當然退職となる場合

(1) 當該學校の廢せられたるとき。

(2) 休職期間満ちたるとき。

参照 (則) 第二百二十六條、第二百二十八條

資格喪失

三、失職 以上の外、市町村立小學校教員にして、懲戒に依りて免許狀を褫奪せられ、又は免許狀の効力を失ひたるときは、資格喪失となるを以て當然其の職を失ふものとす。

参照 (令) 第四十九條 (則) 第二百二十九條

第六節 懲戒

教員の懲戒

小學校教員は、已に述べたる如く、官吏と同一の待遇を受くるものなるを以て、其の職務上の失態に關しても、亦官吏の如く、法規上の處分を受けざる可からず。現行の規定にては、市町村立小學校長及び教員にして、職務上の義務に違背し、若しくは職務を怠りたる時、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱するの所爲ありたる時は、府縣知事に於て懲戒處分を行ふものとす。懲戒處分は、之を分つて譴責、減俸及

類懲戒處分の種

譴責

減俸

免職

免許狀褫奪

び免職の三とす。

譴責は、文書を以て公然戒飭するものなり。減俸は、俸給を減ずるものにして、一ヶ月以上、一ヶ年以下、其の處分を受けたる當時の俸給月額額の三分の一以下を減給するものとす。免職とは、教員の職を免ずるものにして、此の處分を受けたるものは、二ヶ年を経過せざれば再び教員の職に就くことを得ざるものとす。

尙現在職務に従事する者と、否ざるとを問はず、小學校教員免許狀を有する者、不正の所爲をなし、其の他教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて、情狀重しと認めたる時は、文部大臣、又は府縣知事に於て免許狀褫奪の處分をなすことあり。

私立小學校長及び教員にして、前項の如き所爲ありたる

ときは、府縣知事は、一ヶ月以上二ヶ年以下、業務停止の處分を行ふものとす。

然れども以上の處分に對し、不服あるものは、文部大臣に訴願することを得べく、又免職若しくは業務停止の處分を受け、其の期間内に在りとも、改悛の實顯著なるときは、府縣知事は文部大臣の認可を受け、其の處分を解くことを得べし。

参照 (令)

第四十八條、第四十九條 (則) 第四百二十二條、第四百十三條、第四百十五條、第四百十七條

第七節 俸給及び諸給與

小學校教員の俸給

一、俸給及び加俸 市町村立小學校教員の俸給は、市町村の費用を以て支辨せらるれども、其の標準額は、文部大臣の定むるところに基づき、府縣知事に於て、之を定むべきも

のにして、又一旦俸給を給したるときは、本人の意志に反して之を減ずるを得ざるものなり。俸給標準額左表の如し。尙本科正教員にして、一級上俸を受け、特に功勞あるものは、漸次百二十圓まで増給することを得べし。

職名	本科正教員		専科正教員		准教員	
	上	下	上	下	上	下
一級	九十五圓	八十圓	五十圓	四十五圓	三十五圓	三十圓
二級	九十圓	七十五圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓
三級	八十圓	六十五圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓
四級	七十五圓	六十圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓
五級	六十圓	五十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十圓
六級	五十圓	四十圓	二十圓	十五圓	十圓	八圓
七級	四十圓	三十圓	十五圓	十圓	八圓	六圓
八級	三十圓	二十圓	十圓	八圓	六圓	四圓
九級	二十圓	十五圓	八圓	六圓	四圓	三圓
十級	十五圓	十圓	六圓	四圓	三圓	二圓

更に明治三十年發布せられたる勅令第二號(明治四十年改正)市町村立小學校教員俸給令に依り、市町村立尋常小學校の本科正教員月俸の平均額は、人口十萬以上の市に在りては二十

四圓、其の他の市及び市に準ずべき町村に在りては二十圓、其の他の町村に在りては十六圓と規定せらる。

参照 (則) 第四百四十八條、第四百四十九條、第五百五十二條

加俸

市町村立小學校教育は、又加俸令(明治三十三年三月勅令、四十二年二月改正)に依り、別に國庫の費用を以てする加俸を受くることを得べし。年功加俸及び特別加俸是なり。

年功加俸

年功加俸 五ヶ年以上、同一府縣内に勤續し、府縣知事より成績佳良なりと認められたるときは、本科正教員は年額二十四圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員は年額十二圓乃至二十四圓の加俸を給せらるべく、而して尙勤續五ヶ年を加ふる毎に、其の資格に依り年額十二圓乃至二十四圓の範圍に於て加給せらるゝことあるべし。

特別加俸

特別加俸 本科正教員にして、單級尋常小學校に勤務す

諸給與

るものには、年額三十六圓以下を給せらるべく、又多級學校の一學年乃至四學年又は五學年を以て編制したる學級を擔任する者には二十四圓以下、僻陬地に勤務するものには十八圓以下の特別加俸を給せらるゝことあるべし。

二、諸給與 教員にして毎週三十二時以上の教授を擔任するものには、手當金、宿直するものには賄料、職務のため傷痍を受け、若しくは疾病に罹りたるものは療治料を給せらるべく、特に勤勞あるものには慰勞金を給するを得べく、又土地の情況に依りては住宅料をも給せらるべし。又教員は公務を以て旅行するときは、正教員に在りては判任文官の例に準じ、准教員に在りては府縣知事の定めたる規程に依りて、共に旅費を給せらるゝものとす。

参照 (則) 第五百五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第百

六十三條第五十八條

退隱料

三、退隱料 市町村立小學校教員は、他の官吏と同じく、服務規律に依りて、他の營利的事業を營むことを禁ぜらるゝを以て、國家は又教員をして老後の憂を懐くことなく、安んじて専心其の職に従事せしめんが爲に、市町村立小學校教員退隱料及び遺族扶助料法（明治二十三年法律）なる法律を制定して之を待遇せり。所謂恩給と稱するもの是なり

普通退隱料

(1) 普通退隱料 在職滿十五年以上の者にして、左の各項の一に該當するものには、終身退隱料を給せらる。
 イ、年齢六十歳を超へ退職を命ぜられたるとき。
 ロ、傷痍を受け、若しくは疾病に罹り、其の職務に堪へざるため退職を命ぜられたるとき。
 ハ、廢校に依り退職し、又は學校編制の變更に依り退職

を命ぜられたるとき。
 普通退隱料の金額は、最初は俸給年額約二百四十分の六十に近けれども、在職年數の増加と共に累加率を高め、滿四十年に至れば、俸給の約三分の二を支給せらるゝものなり。左表の如し。

市町村立小學校教員退隱料表

在職年數	七十五以上	六十以上	五十五以上	五十以上	四十五以上	四十以上	三十五以上	三十以上	二十五以上	二十以上	十五以上	十五以下
十五年	三三三	一九九	一八六	一七三	一五九	一四五	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
十六年	三三三	二〇三	一八六	一七三	一五九	一四五	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
十七年	三三三	二〇八	一九八	一八三	一六九	一五五	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
十八年	三三三	二一五	一九八	一八三	一六九	一五五	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
十九年	三三三	二二二	二〇四	一八九	一七五	一六一	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
二十年	三三三	二二八	二一〇	一九五	一八一	一六七	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
二十一年	三三三	二三六	二二〇	一九五	一八一	一六七	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二
二十二年	三三三	二四七	二三八	二二〇	一九五	一八一	一三二	一二〇	一〇八	九六	八四	七二

二十三年	二九七	二五七	二二七	二一八	一九八	一七八	一六六	一四四	一二六	九九	六九
二十四年	三〇八	二六七	二四六	二三六	二〇五	一八五	一六四	一四九	一二二	九九	六三
二十五年	三一九	二七七	二五五	二三四	二一二	一九三	一七〇	一五六	一三六	一〇九	六六
二十六年	三三〇	二八〇	二六七	二四五	二三三	二〇一	一七八	一六三	一四一	一〇七	六二
二十七年	三四九	二九〇	二七九	二六六	二三三	二〇〇	一八六	一六〇	一四〇	一〇七	六二
二十八年	三六〇	二九六	二八二	二七〇	二三三	二〇〇	一八六	一六〇	一四〇	一〇七	六二
二十九年	三七九	三〇九	二九二	二七六	二四五	二一九	一八四	一五九	一四〇	一〇七	六二
三十年	三九四	三二二	三〇五	二八八	二五五	二二八	二〇四	一八〇	一五九	一〇七	六二
三十一年	四〇三	三三二	三一五	二九八	二六五	二三三	二〇九	一八四	一六〇	一〇七	六二
三十二年	四一三	三四二	三二五	三〇七	二七五	二四二	二一四	一八八	一六六	一〇七	六二
三十三年	四二〇	三五〇	三三〇	三一五	二八二	二五〇	二二〇	一九二	一七〇	一〇七	六二
三十四年	四二九	三五七	三三七	三一五	二九〇	二五八	二二二	一九四	一七二	一〇七	六二
三十五年	四三八	三六五	三四五	三二五	三〇〇	二六八	二三二	二〇六	一八二	一〇七	六二
三十六年	四八〇	三九〇	三七〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一〇七	六二
三十七年	四八〇	三九〇	三七〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一〇七	六二
三十八年	四八〇	三九〇	三七〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一〇七	六二
三十九年	四八〇	三九〇	三七〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一〇七	六二
四十年	四八〇	三九〇	三七〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一〇七	六二

特別退隠料

(2) 特別退隠料

在職満十五年に達せざるも、職務のため傷痍を受け、一肢以上の用を失ひ、又は健康に有害なる感動を受くるを顧みずして勤務に従事し、爲に疾病に罹り、一肢以上の用を失ひたる等にて退職を命ぜられたる者は、普通退隠料を受くるのみならず、尙終身其の最下金額十分の七までの増加退隠料を給せらるゝものとする。

退職給與金

(3) 退職給與金

退職料を受くる資格なきも、在職満一年以上にて退職したるものは、退職當時の俸給半ヶ月分を以て在職年數の一ヶ年に當て、其の年數に應ずる金額を一時給與せらるゝものとする。但し自己の便宜のために退職し、又は免職に處せられ、若くは失職に該當するものは之を受くるの権利を有せず。

四、遺族扶助料

市町村立小學校正教員、左の各項の一に該當するときは、其の遺族に扶助料を給す。

イ、在職滿十五年以上の者在職中死亡したるとき。

ロ、在職滿十五年未滿にして職務のため死亡したるとき。

ハ、退隱料を受くるもの、死亡したるとき。

扶助料の金額は退隱料の三分の一とす。

其の他教員死亡したるときは、在職中と休職中とに拘はらず、在職最終の俸給三ヶ月分を其の遺族に給與すべく、又在職十五年に滿たざるも、在職中職務の故にあらざして死亡したるときは、一時扶助金を給す。其の金額は退職給與金に同じ。

小學校教員の待遇は、未だ充分ならずと雖も、以上の如く、國家はなるべく之を優遇せんことを期し、尙明治三十八年

文部省令を以て、小學校教育効績狀規程を設け、特に小學教育上効績の顯著なるものを表彰する等、漸次優遇の途を開けり。

参照 (前) 第一百五十七條

第七章 小學校の事務

第一節 校務の種類

小學校の教育事務は複雑多端なれども、之を適當に處理整頓すれば、學校の統一を全くし、教育全般の事業を進歩せしむる所以にして、學校經營上最も必要とするところなり。而して之が全責任を有するものは、言ふまでもなく學校長なり。然れども多級小學校に於ては、校務頗る多端なるを以て、學校長一人にては到底之を處理するを得ず故に通常校

校務の分類

則を定め、更に内規又は細則を制定し、各職員をして此等の規程に據りて校務を處理分擔せしめ、以て各部の整理を圖り、學校長は更に之を監督して全般の進歩統一を圖るべきものとす。

學級事務

校務は之を大別して學級事務、教科事務、一般校務の三類となす。

一 學級事務

擔任學級兒童の教育に附隨する事務にして、學級擔任たる本科正教員の當然分擔すべきものとす。其の種類左の如し。

- (1) 該學級に關する教授豫定週録等を整理すること、
- (2) 該學級兒童の成績及び操行考査に關すること、
- (3) 該學級兒童の出缺席調査に關すること、
- (4) 該學級教室の整理・清潔に關すること、

教科事務

(5) 其の他該學級に關する一切のこと、

二 教科事務

小學校に於て教授する各教科目を分類して、文科的教科、理科的教科、技能的教科等の部門に分ち、各教員をして、其の嗜好所長に依り、各其の一部門に屬せしめ、學級教授以外に某教科に關する調査研究をなさしむべし。其の事務左の如し。

- (1) 該教科の教授細目の修正改善に關すること、
- (2) 該教科の教授法の研究に關すること、
- (3) 該教科の教材・器械・標本等の調査整理に關すること、
- (4) 該教科の學習に要する兒童の用具に關すること、

一般校務

三 一般校務

其の種類頗る多きを以て教務・庶務及び會計等の數類に分ち、校務分掌規程を設けて、各職員に分擔せしむべく、又多數の職員を有する學校に在りては、便宜

之を細分して分擔せしめ、各係に係長を置くを可とす。而して更に處理細則を定めて、各係の校務整理方法を制定し、他に係ある事務は、他係に交渉し、其の稍重大なるものは、係員の協議又は係長の承認を経て之を施行する等の方法を定むべし。各係に於て取扱ふべき主要なる事務左の如し。

(1) 教務係

- イ、教授週録・日課表・兒童成績等凡て教科教授に係すること、
- ロ、兒童の入退學・出席・修卒業證書其の他調査處分等凡て兒童に係を有すること、
- ハ、以上に關係する諸表簿の整理保管、

(2) 庶務係

- イ、諸儀式・會合の施行及び教員の當直宿直に係すること、
- ロ、文書の往復に係すること、
- ハ、諸統計記録に係すること、

(3) 會計係

- ニ、學校の清潔・兒童の衛生に係すること、
- ホ、他の係に屬せざる學校全般のこと、
- ヘ、以上に關係する諸表簿の整理保管、
- イ、校地・校舎の保管・修繕に係すること、
- ロ、備品・消耗品の調達・修繕・受渡に係すること、
- ハ、授業料に係すること、
- ニ、以上に關係する諸表簿の整理保管、

以上諸校務の取扱は、なるべく煩瑣ならずして、單簡明確に之を處理し得るを要す。然らざれば却つて其の取扱及び整理を澁滞せしむるのみならず、兒童の教育に要する重要な精力と時間とを徒費するに至る可し。又學校長たるものは、能く其の學校の事情を考へて適當なる分掌をなさし

校務整理の
法

め、徒に過重なる負擔を職員に課することある可からず。

第二節 校務の整理

校務の整理統一を謀らんには、學校長たる者自ら率先して校内の諸規程を實行し、職員の執務を督すべきは言を俟たずと雖も、職員たるものも、亦自己の分掌に屬する事務を怠慢に附することなく、能く其の責任を重んじて整頓に任ずるのみならず、戮力協心、互に便益を謀るを念とし、常に學校全般の事務の進歩を致さんことを期せざる可からず。校務の整理統一に必要なる方案を擧ぐれば次の如し。

會議

一 會議

學校長は、自己の職權を以て部下の職員を統督し、命令傳達に依りて校務の統一を圖るを得べしと雖も、なるべく之を職員全體に諮り、其の意見を徵するを可とす。然るときは職員も亦各自己の所思を發表して、討議研究

職員會議

を盡し、其の旨趣を了得するを以て、之を實行するに臨みて遺憾を感ずること少く、其の進行上利益を得ること大なり。會議は毎週又は毎月定日に開會すべし。職員の會議に數種あり、其の目的に依りて、之を分てば次の如し。

(1) 職員會議

訓育上管理上の改良進歩を圖り、又臨機の處分問題を決定し、全校の統一を保たんがため、必要なる會議にして最も重大なるものとす。

研究會

(2) 研究會

各教科の擔任に屬する職員をして、問題を選びて研究調査せしめ、一定の期日に於て、交互に其の研究の結果を報告せしめ、之を討究審議する會議とす。其の他、實地授業研究會は、互に批評を交換して、教授及び兒童管理の方法を研究し、其の進歩發達を圖るものにして

實地授業研究
會

學校行事

又缺くべからざる機關とす。實に此の批評會と研究會とは、互に相待ちて其の學校に於ける教授の主義方針を確定せしむるものなり。又同一學年に屬する多數の學級を有する學校に於ては、此等の學級の擔任教員が集合して學級打合會を開き、互に教授上・訓育上の打合を爲すが如きも必要なることなり。

二 學校行事の調製

諸般の校務は、臨時に起るもの外は、概ね一定の期日に發生するものなれば、豫め其の取扱整理の期日を定めて、毎週・毎月・每學期・每學年に於ける學校行事を調製し、職員室に掲示し置きて、其の進歩を謀り之が處理に便すべし。

諸表簿檢閲

三 諸表簿の檢閲

諸校務は、重大なるもの、外、日常各係をして處理せしめ、其の記録及び帳簿は、臨時又は定

重要なる諸表簿

期に其事務の輕重に従ひ、學校長又は首席教員の手許に差出し之が檢閲を受けしむべし。

教務係に屬する諸表簿中、學籍簿・出席簿・學業成績簿・操行調査簿・教授細目・日課表・卒業證書台帳等は、或は就學事務に關し、或は教育の效果に關し、最も重要なる記録なり。

庶務係に屬する諸表簿中にては、日誌・學校一覽表・文書往復綴・諸法令通達綴・諸統計綴・學校沿革史等は、最も重要なるものに屬す。

會計係に屬する諸表簿中にては、備品原簿・全借用簿・豫算一覽表・消耗品受拂簿等は、最重要なるものなり。

以上の帳簿中其の最も重要なるものは、永久に之を保管すべく、或は又五年乃至十年を経れば不用に歸するものあるを以て、其の輕重に従ひ、適當なる保存期限を定め、鄭重に

之を整理保管すべし。

第八章 小學校の費用負擔及び授業料

第一節 費用及び負擔

市町村立小學校の費用

市町村は、尋常小學校を設置せざる可からざる義務及び事情に應じて、高等小學校を設置する必要を有することは已に述べたるところなり。小學校の設置に關する費用の概目を舉れば次の如し。

- 一、設備及び其の維持の費用、
- 二、職員の俸給・旅費其の他の諸給與、
- 三、校費、

市町村の負擔

而して是等の費用は、當該市町村に於て負擔するを本則とすれども、尙學校設置の事情に依り、町村學校組合、又は市

町村の區に於て之を負擔すべく、兒童教育事務を他に委託したる場合に在りては、之を委託したる町村に於て、當然其の費用を負擔すべきものとす。其の他市町村内に區を設け、區長及び其の代理者並に學務委員を選任して國の教育事務を執行せしむるときは、其の費用も亦同じく自治團體の負擔すべきものなり。之を要するに、小學校の教育特に尋常小學校の教育は、國家の自衛發達の爲に、國家が之を市町村に強制するものなれば、當然國家に於て其の費用を負擔すべきものなれども、今日に於ては、其の教育をして地方の事情に適せしめ、又自治團體をして自から進みて、其の教育を上進せしめんがため、悉く之を下級自治團體の負擔となせるなり。然れども小學校教育の事業は、國家の爲に最も重要なものなるを以て、國家は又國庫若しくは上級自治團體

郡及び府縣の補助

より之に對して幾分の補助を與ふべきことを規定せり。

參照 (令) 第五十一條 第五十五條

一、郡及び府縣の補助、郡及び府縣は、市町村の資力乏しく尋常小學校設置の負擔に堪へざるときは、郡より町村に、府縣より郡市に對して相當の補助を與ふべきものなることは已に述べたるところなり。其の他、市町村立小學校教育費地方費補助令(明治四十年勅令第二百十七號)に依り、府縣は、又國庫より小學校教育費補助のため、各府縣に對して配賦する金額と、同額のコ額を支出し、以て市町村立小學校教員の加俸に充て、又は其の住宅費を補助すべきことと定められたり。

國庫の補助

二、國庫の補助、國家は、又市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十三年法律第六十三號)に依り、毎年國庫より補助金を下

附して、各府縣に配賦し、小學校教員の年功加俸及び特別加俸に充つることは既に述べたるところなるが、尙教育基金令(明治三十二年勅令第四百二十五號)に依り、國庫に保管する教育基金の利子を以て各府縣に配當し、市町村立小學校教員の獎勵其の他の普通教育に關する費用に充て、又市町村立尋常小學校の校地、校舍等の設備の費用に充つる爲、市町村に貸付すべきことを定むる等、公立小學校に對しては、出來得べきだけ補助を與へ、以て國民教育の遺漏なく行はれんことを期せり。

參照 (市町村立小學校教育費國庫補助法) (全教育費補助ノタメ府縣費支出令) (全教員住宅補助規程) (教育基金令及同上施行規程)

第二節 豫算及び支出

小學校教育に關する費用は、前節既に説きたるが如く、市

豫算及支出

豫算案調製

町村に於て、之を負擔するを以て通則とするが故に、毎年其の費額を定めて、市町村の經費の内より之を支出せざるべからず。而して市町村の經費豫算は、毎年市參事會又は町村長に於て、翌會計年度間に於ける收支豫算案を調製し、市會若しくは町村會の議決を経て成立するものなれば、市町村立小學校の經費豫算の調製は、當然市參事會又は町村長の職權に屬するものなり。然れども學校經營上、學校長をして之が詳細なる調査をなさしめ、若しくは學校長と協議して後に立案する必要があるを以て、學校長たるものは、豫め來學年度に於ける學級の編制、教員の配置、其の他必要なる計畫を立て、地方の事情に顧みて適切なる調査案を提供し、以て當局の參考に供すべきものとす。

豫算の執行

豫算の執行も亦市參事會若しくは町村長の職權に屬す

學校基本財産

市町村、經費支出の原則

と雖も、學校長は、常に豫算の大局を明かにし、其の範圍内に於て、學校經營上最も必要なるものより漸次之が供給、購入を請求すべきものとす。然れども校費中普通の備品及び消耗品費の如きは、便宜上之を學校長の處置に委任すること多きものなれば、學校長は常に適當なる取扱をなし、且帳簿を具へて其の計算を明瞭精確ならしめざる可からず。

第三節 小學校基本財産及び授業料

一、小學校基本財産

市町村立小學校の經費は、之を市町村の負擔となすを以て、市町村資力の如何は、直ちに其の教育事業の上に影響を及ぼさざるを得ず。元來自治團體が自己の費用を支出するに當りては、先づ其の財産より生ずる利殖又は其の他の諸收入を以て之を支辨し、而して尙足らざるときに於て、始めて其の住民より賦課徴收すべきこと

學校基本財産
設置の必要

とは、市町村制の現に定むるところなり。然るに之に反して自治團體一切の費用を舉げて、悉く住民の課税に仰ぎ、以て之を支辨せんとするときは、國運の發展に伴なひ、國家の經營すべき事業益多端にして、國民の負擔漸く重からんとする今日に於ては、勢ひ教育費等の支出に節減を加へざる可からざるに至ることあり。之に加ふるに農作の凶歉、商工の不振及び天災地變等、不時の災害に際會するときは、市町村の如き小團體の經濟は、先づ著しく其の打撃を被むるを免れず。此の如き時に方りては、學校教育事業の如きは、比較的に緊急の事業に屬せざる觀を有するを以て、第一に緊縮の厄に逢ふに至るは自然の勢とす。然れば市町村に於ては、なるべく學校基本財産を作りて、先づ教育事業に對する財政の基礎を鞏固にし、市町村經濟のために學校教育の動搖す

基本財産の資
源

ることなきを務むるは、今日の急務なりとす。是れ地方學事通則に於て、特に地方自治團體は、監督官廳の許可を受けて、學校基本財産を設くることを得ることを規定し、更に一旦此の基本財産又は積立金を設けたるときは、之が廢止若しくは賣却・交換其の他の處分をなさんとせば、監督官廳の許可を要する旨を定め、尙基本財産より生ずる収入は、教育以外のことに使用するを禁じ、又其の積立金の利子は、積立金に編入すべしと定められたる所以なり。

學校基本財産に編入することを得べきものは、寄附金・授業料・歳出の剰金・市町村財産の利殖等にして、此等は土地の事情に應じて、或は積立金となし、或は又開墾・造林等の事業の計畫をなし、以て其の利殖を圖る方法を取るべく、學校長は能く市町村長を補翼して共に盡力せざる可からず。

授業料

参照 (市制) (町村制) 第八十八條 (地方學事通則) 第九條第十條

二、 授業料

に於て、其の利用料として、特利なる報償を爲さざる可からざるは一般の原則なりとす。市町村立小學校は、公共的營造物なるを以て、學齡兒童を此に入學せしめて、教育上に之を使用し、其の利益を受けたる保護者が、其の使用料を支拂ふべきことは固より當然の理なりとす。然れども授業料を徵收すると否と、及び其金額の如何は、直接に就學の普及に影響するものにして、特に今日の如き強制教育主義を採用したる際に於ては、之が妨害となること多きを以て、市町村立尋常小學校に於ては、經費の大體を市町村の負擔とし、別に授業料を徵集することを得ずと定められたり。然れども市町村の資力不足なるか、又は民度に於て就學の普及を妨げ

授業料の制限

ざる場合に於ては、府縣知事の認可を受けて、市に在りては一ヶ月二十錢以下、町村に在りては十錢以下を徵收することを得べし。かく、其の金額を制限せられたるは、即成るべく就學の普及を妨げざらんがために外ならず。然れど、高等小學校は、義務教育に非ざるを以て、授業料を徵收すると否とは市町村の隨意とす。而して若し之を徵收するときは、市に在りては一ヶ月六十錢以下、町村に在りては一ヶ月三十錢以下に於て、其の金額を定め、監督官廳の認可を受くべし。但し特別の事情ある市町村に於ては、他の小學校設置負擔の區域より入學する兒童に就きては、府縣知事、其の他の兒童に就きては、文部大臣の認可を受け、期間を定めて、以上の制限を超えたる授業料を徵收することを得べし。

授業料は、國家が其の徵收權を市町村に與へたるものな

免除及減額

るを以て、之を徴收する場合には、租税と同じく滞納者を處分することを得る性質のものなれども、國民教育上なるべく就學の普及を妨げざらんがために、貧窮にして之を納むる資力なきものには、市長村長に於て、全部又は一部の免除をなすべく、又一家二人以上同時に就學するときは、特に其の授業料額を減じて、以て兒童保護者の利便を謀ることを得べし。されど學年に依り其の金額に等差を附するときは、却つて就學を妨ぐるが如き結果を生ずるの虞あるを以て、之を禁止せられたり。

已に述べたる如く、市町村立小學校は、國家の命令に依りて自治團體の建設せる營造物なれば、従つて市町村は、其の設置及び維持の費用を負擔せざる可からず。故に授業料は市町村、町村學校組合、又は其の區の收入となすべく、而して

改訂

其の收入事務は、當然市町村收入役の管掌すべきものとす。

参照 (令) 第五十七條、第五十八條 (則) 第七十四條、第七十五條、

第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條

條

第九章 小學校に類する各種學校

各種學校の種類

實業補習學校

小學校に類する各種學校とは、其の兒童及び教科の程度の小學校に類し、別に多少特殊の性質を有するものにして、盲學校、聾啞學校及び諸種の技藝學校の如き即ち之に屬す。實業補習學校は實業教育令の定むるところにして、本來實業學校の系統に屬すべきものなれども、實際上町村に於ては、小學校に附設せらるゝもの多く、従つて小學校との關係密接なるを以て左に之を略説すべし。

實業補習學校 實業補習學校規程の所定に依るべきものにして、已に義務教育を終へたる兒童のために、既修の教科を補習繼續し、併せて實業上の知識技能を授くるを目的とするものなり。本邦の如き科學的知能未だ一般の國民に普及せず、教育と労働とは劃然區域を分ち、諸般の實業其の大部分は、尙舊習を脱せざる今日に當りては、此の種の學校の設置は最も必要なるものなり。

(1) 種類 實業補習學校は、主として其の課する實業に関する教科目に依り、**工業補習學校**、**農業補習學校**、**商業補習學校**、**水産補習學校**等と稱することを得べし。

(2) 教科目 實業補習學校の教科目は、修身、國語、算術及び實業に関する科目とす。然れども此等の教科目及び其の教材の取捨選擇に就きては、なるべく地方の情況に適應せしめんがため、頗る自由を與へられたり。而して實業に關する科目は、必ず之を課する規程なれども、必ずしも實習作業を主とするものに非ず。何となれば此の種の學校に於て目的とするところは、生徒が日常實際に作しつゝある職業上の事柄に、平易なる學問

設置及び教員

的の解釋を下し、生徒をして自ら反影照應して、之を了得せしむることを期するものにして、依りて以て農工商の子弟をして、各其の業務に對する趣味を深からしめ、益勉勵せしめんことを希圖するものなればなり。

(3) 修業期間及び教授時間 實業補習學校の修業期間及び教授時間數、教授の季節、教授の日時等は、土地の情況及び職業の種類繁閑に依り、日曜又は夜間或は季節を限りて便宜に之を定むることを得、其の規程頗る寛容にして取捨選擇自在なり。

以上各種の學校は、府縣知事の認可を受け、市町村、町村學校組合又は私人に於て設立し、又之を小學校に附設することを得べく、其の教員は、小學校教員たるべき資格を有するもの、又は府縣知事の免許を得たるものを採用すべく、又必要に依り學校長を置くことを得る規定なり。

参照 (令) 第十四條第十五條第十六條第十七條 (則) 第二百九條
第二百十條第二百十一條 實業補習學校規程(明治三十五年文部省令第一號)
(全四十年九月改正)

幼稚園の目的

第十章 幼稚園

一 保育の目的及び項目

抑教育の必要は、兒童の小學校に入るべき學齡に達して後、始めて生ずるに非ずして、實に誕生と共に生ずるものなれども、殊に心身稍發達して、獨力を以て自由に嬉戲動作をなし、言語及び覺官の機能亦漸く進みて、能く他人と談話を交へ、物體の直觀を好むに至れる所謂幼兒期に入りて、一層其の必要の度を高むるものにして、他年小學校以上の學校に入りて受くべき教育の基礎も、實に此の時代に於て定まるものと云ふべし。故に此等の幼兒教育の知識及び經驗に富みたる教育者をして、其の教育を擔任せしめ、依りて以て家庭の缺陷を補はしむるは、極めて必要なることにして、幼稚園の本旨實に此に存す。

保育事項

幼稚園に於ける幼兒保育の目的は、滿三歳より尋常小學校に入學するに至るまでの幼兒を收容して、其の心身を健全に發達せしめ、善良なる習慣を養ひ、家庭教育を補ふを以て主眼とす。然れば其の教育は、小學校以上の教育の漸く知的なるに比して、大に其の趣きを異にするを以て、殊に之を保育と稱す。

保育の項目は、**遊戯・唱歌・談話**及び**手技**の四項目に限り、其の時數は**管理者**(又は**設立者**)之を定め、府縣知事の認可を受くべし。

参照 (則) 第九百九十五條 第九百九十六條 第九百九十七條 第二百二條

二 設置

幼稚園の設置は、府縣知事の認可を受くるときは、市町村又は其の區、若しくは私人に於て之を設置することを得べく、又之を設立するに際しては、小學校に附設

職員

することを得るものなり。

三 職員及び園児

幼稚園の職員は、園長及び保母とす。幼稚園長の資格には、別に規定なく、又小學校長の如く、必ず之を置くを要するものにあらず。保母は小學校の本科正教員、又は准教員の資格あるもの、又は檢定に合格して、府縣知事の免許を得たるものたるべく、其の採用・解職・懲戒等は、市町村立幼稚園にては、小學校教員の例に依るものとす。

幼稚園の保育は、小學校の教育に比して一層訓練の方面に重きを置くを以て、幼児多きに過ぐるときは不利少からず。故に幼児數は約百二十人以下を以て本則と定め、特別の事情あるも二百人を超ゆることを得ずと定められたり。又保母一人の保育すべき幼児數は約四十人以下とす。

參照 (令) 第十四條第十五條第十六條第十七條 (則) 第二百三條第

幼児數

備設

二百四條第二百五條第二百六條第二百七條

四 設備

幼稚園設備上の規定左の如し。

- (1) 敷地・飲料水及び採光窓に就きては、小學校の例に依るべく、建物は平屋造りとし、保育室・遊戲室を主とし、其の他の必要なる諸室を備ふべし、
- (2) 保育室の面積は幼児五人に付一坪より小なる可からず。
- (3) 遊園は幼児一人に付一坪の割合を有すべし。
- (4) 恩物・繪畫・遊戲道具・樂器・黑板・机・腰掛・時計・寒暖計・煖房器

其の他必要なる器具を備ふべし。

參照 (則) 第二百八條

小學校の管理
及監督

第十一章 小學校の管理及び監督

管理者

既に述べたる如く、小學校の教育に關する事務に就きては、國家の直接に執行する國の教育事務と、市町村に委任せられたる市町村の教育事務との二類あり。

市町村會、又は町村學校組合は、法律命令の範圍内に於て、其の自治權を以て、市町村の教育事務の處理を議決し、市參事會及び町村長、町村組合長は之を執行す。然れば市町村長は、就學事務の如き國家より命ぜられたる事務の執行者たると共に、又其の自治團體の經營する部分に就きては、行政上の**管理權**を有するものにて、即ち市町村立小學校の管理者なり。然れども小學校長及び教員の執行する事務は、國の教育事務なるを以て、市町村長は其の事務に就きては、何等之を監督拘束するの權能なし。所謂**監督**とは、上級官廳が下級官廳の執行する事務の法規命令に違反せざるや否やを

監督機關

地方官廳の監督

監視し、消極的に其の統一を圖ることにして、上に述べたる管理とは其の意義を異にせり。而して町村の教育は、町村長の管掌する國の教育事務たると、其の管理する町村の教育事務たると、又小學校長及び教員の執行する國の教育事務たるとを問はず、第一次に於て郡長之を監督し、第二次に於て府縣知事之を監督す。市の教育は、其の孰れの事務たるを問はず、第一次に於て府縣知事之を監督す。而して最後に全國市町村教育の事務を監督する最高官廳を文部大臣とす。

参照 (令) 第六十條、第六十五條

地方行政官廳たる郡長及び府縣知事が、上官の命を承けて、部内の行政事務を執行し管理するものなることは、既に第一章第二節に於て述べたるところなるが、以上の官廳は別に又其の部内の監督權を有するを以て、教育事務に關し

郡視學
府縣視學

ても、直接又は間接に之を監督せざる可からず。而して郡長及び府縣知事が、間接に其の部内の吏員の執行する教育行政事務及び小學校長教員の執行する教育事務を視察し、監督するが爲に使用する補助機關中、主要なるものを郡視學及び府縣視學とす。

郡視學は郡長の命を承け、府縣視學は上官の命を承け、共に各其の部内に於ける學事の視察を爲し、及び學事に關する庶務に従事すべきものにして、其の視察事項左の如し。

- 一、教育に關する勅語の主旨の實際に行はるゝ狀況、
- 二、町村に於ける教育行政の狀況、
- 三、學校教育の狀況、
- 四、學校衛生の狀況、
- 五、學事關係職員執務の狀況、

文部大臣の監督

六、學事集會の狀況、

文部大臣は、全國の教育行政事務を管理すると共に、又之を監督す。而して其の視察及び監督の爲に使用する補助機關中主要なるものを視學官及び視學委員とす。視學官は學事の視察を掌り、又各局に屬して其の事務を掌る。現今に於ては全國を七地方部に分ち、各視學官をして各其の一部を擔任せしめ、以て其の視察の結果を復命せしむ。視學委員は兼任にして部局の擔任及び事務の分掌なきの外、略視學官と異なることなし。視學官視察の事項左の如し。

- 一、教育行政の狀況、
- 二、學校教育の狀況、
- 三、學校衛生の狀況、
- 四、學校經濟の狀況、
- 五、學事關係職員執務の狀況、

- 六、教育學藝に關する諸施設、
- 七、其の他殊に指命を承けたる事項、

小學校の設備

第十二章 小學校の設備

凡そ學校教育の成績が、主として教員の人物如何に由るものなることは既に述べたるところなりと雖も、今日の合同教育に於ては、又往昔の個別教育時代と同一視すべからざる事情多きを以て、若し小學校の設備にして缺くところ多からんか、忽ち幼弱なる兒童の身體若くは知徳に影響を及ぼし、到底十分なる効果を見ること能はざるや必せり。然れども市町村立小學校の設備は、市町村の資力に基づくものなるを以て、徒に壯大完備を求めて、地方民度に適應せざるが如きは、却つて教育の健全なる發達を阻害するものと

云ふべし。故に其の局に當るものは、専ら諸般の設備をして、必要永遠の二條件に協はしめんことに注意し、務めて地方の情況に適切なる計畫を爲さざる可からず。然れば左に論述する事項の如きは、一般の場合の標準となるべき理想的ものを示すに止まるを以て、實際に於ては、土地の事情に應じて、大に取捨酌量を加ふると共に、又大に考案を回らすを要するなり。小學校の設備上必須なるものは、**校舎校地、校具及び屋外體操場**なり。以下順次之を説明せん。

參照 (令) 第二十九條、第三十條

第一節 校地及び水

校地

校地は、一旦選定せられたるときは、容易に之を變更すること能はざるのみならず、之を一面より考ふれば、校地が兒童の徳性に及ぼす偶然の感化は、頗る有力なるものあるを

校地選定の要件

以て、學校建設の最初に方りて、最も慎重に之を選定するを要す。選定上の要件左の如し。

一、校地の位置

- (1) 通學上の要件 なるべく各部落の中央にして、兒童の通學に適當なる距離に在る地點を選むべし。然れども、單に中央を選みて、廣野の中央・山頂・谿間の如き地點に設くるは固より不可なり。又通學の途中に溪流を渡るが如き危険多き地點を避けざるべからず。兒童通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては二十五六町、高等小學校に於ては約一里を以て限度とすべし。獨逸に於ては四キロメートルを以て小學校兒童通學の最遠限度なりとの説をなす者多きが如し。
- (2) 道德上の要件 閑靜にして歴史上の遺蹟等を有

し、兒童の徳性涵養上適當なる地を選定すべし。周圍に卑猥賤劣風俗を紊すが如きものある地點を避けざる可からず。

(3) 衛生上の要件

高燥にして排水良く、空氣清潔にして流通亦宜しく、光線の射入可なる地點を選むべし。概して流水又は潑水の水面よりの高さ二尺に満たざるが如き土地に在りては、地下水の表面高きを以て濕氣多く、衛生上極めて有害なりとす。其の他有害なる瓦斯、又は有機物の發散する地、煤煙の飛散する地、陰鬱なる土地等は孰れも不可なり。概して粘土質・植物質の地質は不良なり。

(4) 教授上の要件

喧噪にして、兒童の注意を攪亂し、學習を困難ならしむる場所、即ち市場・工場・停車場等の附近を避けざるべからず。

(5) 風致上の要件 以上の三要件は、最も必要なるものなれども、尙土地開豁にして眺望に富み、山川草木の自然美に圍繞せらるゝ土地を選ぶことを得ば教育上特に有利なりとす。

参照 (則) 第六十四條

二、校地の面積

校地の面積は、なるべく廣潤なるを可とすれども、其の標準を示せば、兒童一人に付平均二坪以上を有し、將來尙擴張の余裕ある地を選定すべし、普魯西に於ては、兒童一人に付平均三メートル平方の面積を以て校地の標準とし、山地又は都會に於ても、少くとも一、五メートル平方の面積を有すべしと規定せり。

屋外體操場はストウの云へる如く、屋根なき教室にして、

面積

體操場

給水

衛生上、訓練上學校に缺くべからず。而して其の位置は、なるべく校舎の南方又は東南に設け、其の面積兒童一人に付、平均一坪以上とし、表面に砂土を敷き、西方又は北方には常緑樹を植ゑて秋冬の西北風を防ぎ、又適當なる地に落葉樹を植へ、以て夏季綠蔭を得ることに注意すべし。

校地に缺く可からざるものは、十分清冽なる飲料水を供給し得るの設備なり。單に兒童の爲のみならず、校舎其の他の清潔及び非常變災の際に於ける消防上極めて必要なりとす。

第二節 校舎

小學校の校舎は、教授上、管理上、衛生上の利便を主とし、尙地方經濟上の事情を考へ、外觀の裝飾を去り、質朴、堅牢を專らとすべし。

校舎

建築の材料

校舎建築の材料には種々あり。煉瓦を以て最も可なりとす。雖も、本邦現時の經濟狀態に於ては、木造を以て最も民度に適するものとす。屋根には、瓦・木羽・藁・スレート等あり。溫度の調節の爲には、藁葺を可とすれども、保存上、なるべく瓦葺となすを得策とす。窓戸は、外面風雨に曝露する方には硝子を用ふるを可とすれども、内面には日本紙を用ふるも可なり。

校舎の位置

校舎の位置は、校地の形狀及び地方風等の關係を有するを以て一定し難しと雖も、概して東南向、又は南向を以て最良とし、西南向之に次ぎ、東向、西向は不利にして北向最も不適當なり。なるべく道路に接近せず、少くとも六七間の距離を有するを可とす。

建築の様式は、和洋折衷式を利便とし、若し建築費の制限

校舎の形狀

なくんば平屋建離散式を取り、各室を分離せしむるときは管理上の利便多し。

校舎の形狀にも種々あれども、一字形・二字形・三字形・四形等を可とす。而して二種以上の建物相並ぶときは、其の相互の距離は、少くとも光線の來る方向に在る建物の高さと同尺以上あるに非ざれば、採光を妨ぐるに至るべし。

校舎内の間取り

校舎内の間取りは、學級編制及び兒童の性別等に應じて多少の工夫を要すれども、概して正面を玄關とし、附近に教員室を設け、圖書室・器械標本室・應接室・小使室を又其の附近に設け、其の他普通教室・特別教室及び必要なる諸室を設くべし。

教室

一 普通教室

面積及び設備

(1) 面積 兒童數の多少に依りて一定し難しと雖も、教

牀面積

師の方面よりは管理上の利便を有し、児童の方面よりは教師の音聲及び黑板上の文字を容易に判別し得る範囲内に其の坐席を有するを要す。其の面積は幅三間乃至四間長さ四間乃至五間を適當とし、且審美上の方式に従ひ長方形なるを以て可とす。而して教室内に於ける児童の最前方の机は、教壇を距ること四尺以上、最後方の腰掛は後面の壁を距ること少くとも一尺五寸、最近の窓を距ること一尺五寸以上なることを要し、又机間の距離は中央に於ては二尺以上、其の他は少くとも一尺五寸以上とすべし。児童に對する室内の牀面積は、一人平均三尺平方（一坪四人）より少からざる割合とし、天井は牀面より九尺以上とすべく、尙牀面は濕氣を避くるため少くも地上二尺以上とし、床板は冬季寒風の吹き上げざる様乾燥せるも

通風

のを用ひて充分相密接せしむるを要す。教室前面の壁隅には、三角形の棚を据ゑて盆栽花瓶・石膏像等を置き、黑板の上面又は左右の壁間には偉人の肖像・風景畫・校訓・格言又は地圖等を掲ぐるの用意あるべし。而して若し講堂を設くること能はざるときは、豫め數教室を合併して之に代用することを得る設備をなすを要す。

(2) 通風 次ぎに吾人の呼出する氣中には、著しく炭酸瓦斯及び其の他の有毒性物質を含有するものなるが故に、教室は其の收容児童に對して、常に十分なる新鮮の空氣を供給することを得ざる可からず。學者の計算に依れば、児童一人の要する新鮮なる空氣の量は、毎時十二乃至十五立方メートルなりと云ふ。然れば數十名の児童を收容する教室に於ては、回轉窓の設備をなし、教授の前後に

採光

は必ず窓戸を開放して空氣の流通を調節すべく、殊に一室内の數學級の兒童を集合せしめたる場合に於ては、一層之に注意するを必要とす。若し之を怠るときは、室内の空氣は漸く汚濁に變じ、兒童をして頭痛、眩暈等を起さしむるに至るべし。通常空氣の清濁の度は、其の含有する炭酸瓦斯の分量に依りて檢せらるゝものなるが、其の量千分の一に至れば、人類に危害を與へ、千分の三に至れば他の有毒性物質のために人をして窒息せしむべしと云ふ。本邦小學校教室に於ける空氣が、千分の三に近き炭酸瓦斯を包含したることあるは、既に學者の實驗したるところなり。恐れざる可けんや。

(3) 採光　日光は、衛生上に必要なるのみならず、兒童の精神を爽快にし、學習に生氣を與へ、動作を活潑ならしむ

窓の面積

るものなるを以て、學校設備上採光窓の裝置は、又極めて重要なものなりとす。採光窓の總面積は、少くも牀面積の六分の一以上なるを要し、五分の一に達すれば満足すべし。窓の下縁は、床上凡そ二尺五寸とし、上縁は高く天井に接せしめ、且なるべく其の上部に回轉窓を設け、開閉自在ならしむべし。窓の下縁の高きに失するときは、採光及び通風に不利を來し、若し之に反して低きに失すれば危険の虞あり。概して硝子を用ひたる本邦式引き窓の構造は、不完全なるもの多く、尙一段の工夫を要するが如し。教室の光線は凡べて兒童坐席の左方より採るを以て原則とす。前面より來る光線は、明視を妨げ、且視力を害する虞れあり。若し左方の光線のみにて不十分なるときは、更に右方より採光するも不可なしと雖も、其の際には左方の

光線の方向

光線よりも微弱なる補助光線たるに止むべきものとす。屋上より採る光線は、稍平均に兒童の坐席に達するの利便あれども構造困難なり。

又餘りに強烈なる光線の直射は有害なるを以て、窓掛を設けて之を緩和すべく、若し之を設くること能はざる場合には、窓硝子に白ペンキを塗りて、白堊の細粉を附し、又は白紙を張るべし。其の他壁色及び窓掛の色も、室内の明暗に關係深きを以て、なるべく淡灰白色、淡黄色或は淡青色等の如き、暗黒に遠き中性色を用ふべし。又壁の破損、汚穢を避けんがため、窓より下部二尺五寸乃至三尺を度として腰板を附するを可とす。

(4) 煖房 教授上適當なる教室の溫度は、攝氏十五度乃至十八度とす。若し氣候甚だしく寒冷に過ぐるときは、煖

壁色

火鉢

煖房

煖爐

房装置をなさざる可からず。完全なる煖房装置は、均一に溫熱を兒童の坐席に與ふることを得、且諸種の有害瓦斯等を發することなきものなれども、小學校に於ては、普通の煖爐を用ふるを最も適當とす。されども、經濟上の事情に依り已むを得ざるときは、火鉢を用ふるも可なり。火鉢は木炭の燃焼に依りて、炭酸瓦斯及び其の他の有害物を發生するのみならず、溫熱の傳達不均一にして、且危険多しと雖も、經費の關係上之を使用するもの多し。之を用ふるには、豫め木炭を烈火となしたる後、室内に入るゝこと、及び兒童養護上の注意を怠らざるを要す。煖爐は、火鉢に勝ること大なれども、尙溫熱を全般に傳達すること、及び水蒸氣を發生せしめて、空氣の乾燥を防ぐ装置を必要とす。又兒童の坐席は、少くとも火鉢又は煖爐より二尺五寸

以上を隔つるを要す。
 以上粗々教室の設備に關する大要を説き盡したれば、茲に嘗て文部省に於て調査せられたる教室の面積と、兒童の收容員數との割合の標準を示さん。

室の大きさ	兒童數	室の大きさ	兒童數	室の大きさ	兒童數
長サ三間半 幅三間	三十六人乃至 四十二人以内	長サ四間半 幅三間半	五十六人以内	長サ四間半 幅四間	七十二人以内
長サ四間 幅三間	四十二人乃至 四十八人以内	長サ四間半 幅三間半	七十二人以内	長サ五間 幅四間	八十人以内
長サ四間半 幅三間	五十四人以内	長サ五間半 幅三間半	八十人以内		
長サ五間 幅三間	六十人以内	長サ五間半 幅三間半	八十八人以内		

特別教室

二 特別教室 特殊の設備を要せざれども、多少隔離したる教室を可とするものは唱歌教室なり。唱歌教室を設くることを得ざるときは、講堂を代用するも可なり。若

し兩者共に之を有せずして、普通教室に於て教授するときは、他の教授を妨ぐること多し。裁縫教室は、之を疊敷にして女兒の作法教授等にも兼用せば利便多かるべし。其の他手工教室、理科教室、圖畫教室等も事情の許す範圍に於て適當に之を設くべし。

御影奉置所

三 御影及び勅語謄本奉置所

校地内一定の場所を

選び、最も尊嚴に之に奉置すべし。校地内に堅牢なる石造又は煉瓦造の一棟を建設することを得ば最も可なれども、別に一室を選びて奉置するも可なるべく、講室若しくは教員室の一部を劃して奉置する場合には、殊に鄭重にし、神聖に之を奉置する用意なかる可からず。

講堂

四 講堂及び屋内體操場

講堂は、全校の修身講話若しくは數學級の合同教授、其の他諸種の儀式を舉行する

屋内體操場

に必要なり。多數の兒童を一時に收容する場所なるを以て、若し之を階上に設くる際には、牀の構造を最も堅牢にすることを怠る可からず。階上に於ける講堂が、牀の墜落のために、多數の兒童をして負傷せしめたる實例少からず。屋内體操場は、最も質朴堅牢なる構造たるを要し、其の牀は板敷となさずして土間となすも可なり。雨雪多き地方に於ては、兒童控所兼用として最も必要なるを以て、必ず之を設くべし。若し兩者を設くることを得ざれば、屋内體操場の構造を稍鄭重にし、之を講堂兼用となすも亦不可なし。

圖書室、器械

五 圖書室、器械標本室、
教員室に接近して設くるを可とす。若し之を設くる余裕なきときは、教員室を廣大なる一室に設け、其の一部に圖書室及び器械標本室を合併

宿直室、教員住宅

するも可なり。

六 宿直室、教員住宅、
便宜の位置に宿直室を設け、宿直室に近く小使室を設くべし。教員住宅は、なるべく校地附近に設くるを可とすれども、多數の教員ありて且部落多きときは、各部落に之を設けて教員を配置すべし。

昇降口

七 兒童昇降口及び廊下、階段、出入口
昇降口は常風

廊下

の方向を避け、男女を區別して相對せしめ、履物及び傘置場を設くるも、尙余裕充分にして混雜なきやう廣濶に設備すべし。廊下は凡べて片廊下となし、且舎内の北方に設け、間内廊下となすを以て原則とす。但し冬季風雪侵入の恐なき暖地にては、吹抜廊下となすも亦可なり。廊下も亦簡單なる兒童控所となり、屋内運動の場所なるを以て、なるべく六尺以上の幅となすを可とす。

階段

又二階建の校舎に於ては、必ず二個以上の階段を設備すべく、幅四尺五寸以上、蹴上げ五寸乃至六寸、踏面八寸乃至一尺とし、且勾配を緩くせんが爲に曲折構造とし、中間には踊場を設け、手欄を附し、階上の正面には採光窓を設くべし。

出入口

出入口は、一般に外開き戸又は餘り音響を發せざる引戸となし、各教室に必ず二個以上を附すべし。

便所

八 便所

便所は必ず別棟とし、夏季常風の方面を避け、校舎及び井戸を距ること四間以上の地に設くべく、又屋根に近く通風窓を設け、天井を張らず、且周圍に常綠樹を植ゑて臭氣の發散を防ぐべし。便所の内溝は、不滲透物を用ひて之を作り、適當なる高さに採光窓を設けて、不潔に陥らざるやうに注意すべし。便所の數は、男兒百人に付

大便所二箇以上、小便所四箇以上、女兒百人に付五箇以上の割合に之を設くべし。

第三節 校具

校具

小學校に於て備へ付くべき校具は、單簡にして其の用に適し、然かも堅牢なるものならざる可からず。徒に高尚複雑なるものを具へ、若しくは外觀美麗なるも、高價にして脆弱なるものを具ふるが如きは、常に經費上の損失たるのみに止らざる可し。小學校に必要な校具を大別して教授用具、教室用具及び雜用具の三種とす。

教授用具

一 教授用具
教授上必要な用具は、圖書類、器械類、標本類の三となす。

(1) 圖書類

教科用書、教育諸法令、掛圖類、地圖類、辭書類、其の他の教師用參考書を含む。漸次少年書類を蒐集し